

第七十一回国会 商工委員会 議 録 第七 号

昭和四十八年三月七日(水曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐近四郎君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 愛野興一郎君

理事 利幸君

理事 越智 伊平君

理事 木部 佳昭君

理事 近藤 鉄雄君

理事 塩崎 潤君

理事 田中 榮一君

理事 西村 直己君

理事 渡部 恒三君

理事 加藤 清政君

理事 上坂 昇君

理事 竹村 幸雄君

理事 野間 友一君

理事 松尾 信人君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

國務大臣 小坂善太郎君

(経済企画庁長官)

出席政府委員

通商産業政務次官 塩川正十郎君

通商産業省重工業局長 山形 榮治君

通商産業省重工業局長 宮野 素行君

通商産業省重工業局長 長 業局機械保険課 室長 商工委員会調査 室長 藤沼 六郎君

委員外の出席者

委員の異動
三月七日

辞任

島村 一郎君

田中 榮一君

西村 直己君

松永 光君

近江巳記夫君

補欠選任

愛野興一郎君

渡部 恒三君

戸井田三郎君

林 義郎君

岡本 富夫君

辞任

愛野興一郎君

戸井田三郎君

林 義郎君

渡部 恒三君

岡本 富夫君

補欠選任

島村 一郎君

西村 直己君

松永 光君

田中 榮一君

近江巳記夫君

本日の会議に付した案件

機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

総合研究開発機構法案(内閣提出第五七号)

浦野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、機械類信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。渡部三郎君。

○渡部三郎君 それでは、昨日に引き続きまして、御質問を続けます。

昨日は、税法上の問題につきまして二、三の点を御質問申し上げたということで、貸し倒れ準備金の問題についてお伺いしたわけでありましたけれども、さらに一、二点について、この問題で申し上げたいと思います。

まず、償却の問題について、現行税法上問題は

ないかという点であります。

現行税法では、主として産業の保護育成並びに特定の効果を与える政策的見地から、特別償却や割り増し償却を認めておるわけであります。しかも、それがリースと関連の深いものが非常にたくさんあると思えます。たとえば、租税特別措置法の四十三条から四十六条まで、さらにまた同施行令の二十八条の一から二十八条の五まで、それぞれ特別償却あるいはまた割り増し償却等について並べておるわけでありまして、リースの期間がかりに法定耐用年数と同じような場合、こういうことは例としてはあまり数多くはないと思えますけれども、しかしそうした場合に、やはり大きな問題があるのではないかと、こういうふうな立場から考えられているわけでありまして、つまり、ユーザーの立場から見れば、同じ機械を利用するにいたしましても、借入れ金を出してその機械を購入すれば税法上の恩恵を受けることができる、しかし、リース契約によって使用する場合にその恩恵が得られない、こういうふうなことになるにいたっているのが現在の税法上の矛盾だということにいわなければならぬと思っております。

リース会社にとってみても、自己の合理化のためにこれを取得するわけではありませんが、この特別償却あるいは割り増し償却というものはもちろん受けることができません。しかし、実態を考慮してみますと、これは通産省も言われておりますとおり、こうした機械というものは、いわゆる所有することによって合理化に役立っているのではありません、利用することによって具体的には合理化に役立っている、こういうふうになっているかと思うのです。ですから、どうしてもこういう点を考えた場合には、償却方法に特例を設けることが本来必要なのではないか、リース業の発展というふうな観点からいってもそれが当然なのではないか、このように思うわけでありまして、結局

そうすることによってリース料にそれが反映をしますから、この点、私はやはり少し現行税法上矛盾があるのではないかと、思うのでありまして、この点をひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○山形(衆)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、特別償却、現在租税法でいろいろの場合が認められておるわけでございまして、これも、これは先生がいまお話しのとおり、特定の産業の合理化という観点から認められておるわけでございまして。

リース会社は、これもいま先生御指摘のとおり、自己の合理化のために取得するものではなく、現時点におきまして、リース業というものが合理化業種の中に入っておらないことも事実でございまして。したがって、現実にはリース業者には租税法に基づく特別償却は適用されておらないわけでございまして。

一方、現実のリース期間を見ますと、法定耐用年数よりも短いのが通常でございまして、かりにリース期間が法定耐用年数と同一の場合、ユーザーは、これも御指摘のとおり、特別償却等の恩恵を受け得ない状況になっております。確かに問題の一つだとおっしゃるわけでございまして、リースの場合におきましては、リース料の支払いがユーザーにとつて非常に大きな問題でございまして、特別償却等が適用されておらずと、ある意味では初期に多額のリース料を支払い、あとのほうで低額のリース料を支払うというトップヘビーのようなリース料の支払いの形態になることも当然だということになりまして、ユーザーにとりましては、むしろリースで機械を購入使用いたしましたし、均等にリース料を支払うほうが事業の運営上望ましいということを希望しております。ユーザー側もありませんことも当然でございまして。ユーザー側

から見まして、両者どちらが有利であるかということにつきましては検討を要する問題だと思ひます。

このどちらの形態が真にユーザーである中小企業にとって実質的な利益であるかということは、今後慎重に検討しまして、もし先生の御指摘のとおり、リース料の問題も含めまして、ユーザーから見ましても特別償却等の問題がありましたら、今後有利であるということでございますれば、今後の税制の一つの改正点であらうかと思ひますが、いずれにしても、制度の発足を見まして、しばらく全般的なユーザーの声もつかんで今後考えていきたい、こう思つておるわけでござい

ます。

○渡辺(三)委員 それでは、この税法上の問題でもう一つだけお伺いしたいと思います。

いま私、御質問申し上げましたのは、リースの期間が法定耐用年数と同じ場合を想定した場合に、こういう矛盾があるのではないかと、こういうふうに申し上げたのでありますが、いま申し上げる問題は、賃貸借の期間がリース物件の法定耐用年数から見まして著しく短く定められた場合、普通は法定耐用年数よりも短いというふうになつてゐると思うのですが、それが著しく短く定められた場合、しかも、その賃貸借期間中に支払いを受けるリース料の額の合計がその所得に要した費用の相当部分に達するような場合に、現在の税務署が実際に行なつております内容——私の調べた範囲内では、減価償却の問題にも関連するわけでありまして、現在の税法上では、リースにとつては必ずしも有利に解釈をされてゐないのではないかと、こういうふうな危惧を持つわけであり

ます。

しかし、現在税務署が実際に行なつてゐるのは、私がいま指摘するような内容にはなつてゐないのじゃないかという見解もあるようであり、ます。ですから、これは税務署の課税あるいは取り扱いがどのようになつてゐるかという点では若干見解が違ふかもしれませんが、ひとつそう

いう点で違へば明確にしたいと思ひます。

言いかえれば、実際の耐用年数よりもずっと短い期間中に物件の購入原価の大部分をリース料で回収する場合、この場合には税務署の取り扱いと認める、否認をする、このような課税の実態になつてゐるのではないかと、こういうふうな思ひます。ですから、この取り扱いがいま私が指摘したような形で行なわれてゐるかどうかと、それから、もし行なわれてゐるとすれば、これは実態にそぐわないのではないかと、こういうふうな思ひますので、その辺はひとつどのようにつかんでおられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○宮野説明員 御説明申し上げます。

ただいま御指摘のようなリース期間が短いものでございまして、わが国のリースの場合には、どんな短いものでも三年以上でございまして、それよりもさらに短いというものはほとんどない実情でございまして、したがって、三年以上のものについてございまして、この場合のユーザースライドの税法上の取り扱いであります、原則としてしまし、税務署は支払ひましたリース料をすべて損金として認める扱いになつております。ただし、ごくわずかの例外がございまして、例外と申しますのは譲渡条件付きのリースのように、リースといひながら実際は譲渡の実態を持つもの、また一部の物件、たとえばサイロであるとか、エレベーターのように、リースされた物件が、実際にはこれは長期でございまして、長期に使われまして譲渡と変わらないような経済効果を持つもの、こうしたごく一部の例外につきましては譲渡とみなされまして、リース料の全額が損金に算入されることを認めないという扱いになつております。

○渡辺(三)委員 いま課長がおっしゃいました、たとえばエレベーターの場合であるとか、あるいはサイロの場合は、確かにいま御指摘のように、損金算入をそのまま認めない、事実上の譲渡とみなす、こういうふうなことが税務当局でも明確な

ようです。

重ねてもう一回この問題について念を押しておくといたしますが、そういう立場でお聞きをしたいわけですが、私が申し上げましたように、賃貸借の期間がリース物件の法定耐用年数から見て著しく短い場合ですね、実態としては大体三年から五年あるいは六年程度が実態になつてゐるのは私どもも知つております。知つておりますけれども、しかし税務当局の考え方は、いま言いましたように、法定耐用年数よりも著しく短い、こういうふうな場合に、しかも、もう一つの条件としては、この短いリース期間中に購入をした物件にほぼひとしい額が全部支払われる、こういう場合には、損金算入は認めないのだというのが税務当局の原則ではないか、むしろ現時点における原則をそう考へてゐるのではないかと、こういう点を私は危惧するわけ

です。

そうしてまた、私がこれまで聞いた、あるいは調べたりした範囲内では、何かそういうふうな危惧を非常に強く私は持ちます。ですから、単にエレベーターとか、あるいはサイロの場合のみならず、いま言ったような条件の場合には損金算入を認めてゐないのではないかと、もう一回その点はひとつ明確にお答えをいただきたいと思つてゐるわけ

です。

○宮野説明員 先ほどは実態について申し上げたわけですが、税務署の考え方、基本に於いての再度の御質問ではないかと考へるわけ

でございます。

私どもあるいは不勉強でございまして申しわけないと思ひますが、従来国税庁から聞いております限りでは、ただいま先生御指摘のような二つの条件、すなわち非常に期間が短い、それでなおかつその期間中に機械代金が全部リース料として支払われる、この二つの条件を満たすものについては、むしろリース料の全額の損金算入を認めないのが原則であるというふうに国税庁が取り扱つてゐるとは聞いてゐないわけ

でございます。

なお、十分に国税庁のほうとも打ち合わせをいたしまして、追つて詳しい御報告を先生のお手元にさせていたいただいと考へてゐる次第でござい

ます。

○渡辺(三)委員 ぜひそういうふうにしていただきたと思ひます。

それでは次に、これは簡単な問題であります。リースの期間と、それから賃借料について若干お尋ねをいたしたいと思います。

このリースの期間については、大体わが国の場合には、これは何回か御答弁いただきましたように、三年から六年くらいまでが大体その期間になつてゐる、こういうふうな御説明であります。し、実態もそうだと思います。ですから、今回の改正案につきましても、その点をめどにして出しておられると思ひます。この動産の賃貸借の存続期間は二十年をこえることができない、こういうふうに民法では明確に示してゐると思ひます。しかし、最短期間の制限はないわけ

です。長い存続期間の上のほうの制限はありますけれども、短いほうはない、こういうふうなことになつておりました、今後リースの期間について通産省がいろいろリースの業者なり、あるいはユーザーなりを指導される場合、その機械の実態やあるいは企業の状況によつても違ふと思ひますけれども、大体どの辺をめぐらして、あるいはどういう基準を考へ方の基礎に置いてこの指導をされるのか、この点をまず第一にお伺ひします。

それから引き続きリース料についても、二点お伺ひをしたいと思います。たとえばレジャー産業ですね、収益の割合に応じて賃借料をきめる、いわゆるパーセンテージリースでありますけれども、これについて、これは考へ方の問題であります、このパーセンテージリースの場合にファイナンスリースというふうに呼べるのかどうか、ひとつどういうふうな考へ方を通産省は持つておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

それから、ついでにもう一つ重ねてお聞きした

いわけですが、これは非常に単純な質問でありまして、たとえ、将来経済事情が著しく変動をしたというふうな場合に、リース料の変更請求を途中ですることができるとか。これは当事者間の約款によつてきめればそれまで、こういうふうな答えになるかもしれないけれども、リースというふうなものの本質を考えた場合にそれが一体可能なかどうかという点。こういう点もあわせてお聞きをしておきたいと思うのです。

特に最後の問題については、リース期間が相当長期にわたる場合、たとえば三年とか四年とかではなくて六、七年あるいは七、八年というふうな場合には、その間に大きな経済変動というものがあつて得るわけがあります。その場合に、あらかじめ約款に定めがあれば別でありまして、けれども、ない場合にリースの変更の請求というものをすることができるとかどうだろうか。この点は統括して御質問申し上げましたが、三点についてお伺いしたいと思います。

○山形(米)政府委員 最初のお尋ねのリース期間の問題でございますけれども、現在の段階では、リース期間は最低大体三年、平均で五年くらいでございます。リース期間の差異でございますが、これはおのずからその対象とされます機械の性格が最大の問題だと思ひます。

例示を申し上げますと、公害関係の計測器等は現在非常に技術進歩が目まぐるしく動いておりまして刻々に変化いたしておるわけでございます。かつ中小企業の使います公害計測器につきましては、比較的金額が少額のものが多いわけでございます。また、金額は若干張りましますけれども、建設機械のごとく消耗度の非常に激しい機械もございまして、これらのグループのものはその期間が比較的短いわけでございます。大体三年でリースされておるのが現状でございます。一方、相当金額のかさばります機械類につきましては、ユーザの一回当たりのリース料の負担との関係もございまして五年以上長期にわたるものもありますこと

は現実でございます。この辺主として対象機械の性格に応じてリース期間というものは定まることが合理的ではなからうか、こう思ひます。

それから、御質問の二番目のレジャー等のパーソナルリースといふか、そういうもののにつきましても、これは一応やはりリースの一種であらうと思ひわけでございますけれども、本法の対象は主として中小企業の使います産業機械に限定してこれを運営したいと思つておりますので、本法の対象には現時点では入れるつもりはございません。

それから、三番目に御質問のリース料の変更請求の問題でございます。これは御指摘のとおり経済変動は今後非常に激しいと思ひますので、リース期間途中におきまして合理的なる変更の必要性というものが当然考えられるわけでございますけれども、これはリース業者との契約を結びますときの約款にその旨が記載されておらない限りにおいては、当然われわれはそれを認めたいと思ひます。また、今後の運営といたしましては、変更いたします場合にはわれわれのほうにこれを知らせてもらつて、事前に知らせてもらつた意味でのチェックをわれわれといたしましてはいたしたい、こう思つておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 第一点の問題についてはわかりました。これは当然言うまでもありませんけれども、その使用する、あるいは取引の対象になる機械の性格実態、あるいはそのリースを契約するユーザの企業実態、そういうふうなものをいまい局長がおっしゃつたように、十分に具体的に検討しながら指導を強めていただきたい、こういう意味で御質問を申し上げたわけでありまして、

それから、二番目の問題については、本法の対象外だということはもちろんであります。もちろんであります。リースそのものの考え方、そういう点から御質問を申し上げましたので、その点、局長の答弁は私ちよつとまだ不満でありますけれども、しかし、いますぐにこの問題をどうこうするということではありませんから、今後の考え方

として御質問をしてみたわけでありまして、これらはけっこうです。

それから、三番目の変更請求の問題であります。大体いまおっしゃつたような内容になるだらうというふうに私も思ひますが、特にわれわれ審議をしておる現時点もそうでありまして、経済変動が非常に激しいわけでありまして、この契約を結ぶ際の指導の中に、あらかじめこういう点についてもひとつ高い見地から通産省見通しをしていただくことが、具体的にこれらの指導に粗漏のないようにしていただきたい。特にユーザの場合に、今後中小企業部門にこれが拡大していくわけでありまして、そういう点については初めての経験でありますから、必ずしも十分な知識を持ちあわせておられない企業もあると思ひます。そういう点はひとつ抜かりなく指導をしていただきたい、こういうふうに思ひます。

次に、リースのいろいろな立場から見たメリット、デメリットの問題であります。これはユーザの立場から見た場合もありましようし、それからリース業者の立場から見た場合もあります。これはその時間をとるわけにまいりませんけれども、大体どのように通産省のほうではメリット、デメリットについて整理しておられるか、どういふ場合を大体想定しておられるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○山形(米)政府委員 リースのメリット、デメリットはいろいろの見方があると思ひますけれども、これをユーザの立場、それから機械の製造業者の立場、それからリース業者の立場、この三つからごく簡単に申し上げたいと思ひます。

第一番目のユーザの立場から見ましたリースのメリットでございますけれども、これは当然に非常に資金負担が少なくなり、事務上の煩瑣もなくなりまして、これは本法の立法の趣旨にもそういうことが前提になつておるわけでございます。このデメリットが全然ないかということでございますが、これは一つ考えられますことは、ユーザといつたしましては、機械を自分のものとし

てこれを使いたいという、これは本質的な願望があるわけでございます。いわゆる所有による満足感といふか、それは当然にあるかと思ひますが、リースの場合には、所有権はリース業者に残つておりますので、そういう意味での満足感を得られないというデメリットはあろうかと思ひます。しかしながら、リースになる機械というのは非常に陳腐化が早い機械でございますので、むしろこれを長期所有するよりはリースでもって使用の目的を達するといふほうが中小企業にとつては有利ではないかと私は思ひます。しいて申し上げれば、そういうデメリットがあるということでございます。

製造業者にとりましては、現金販売をしたときと同様にリース業者がこれを買取をわけでございます。そのときにやはり現金販売と同じような意味で代金を受領いたしますので、その点におきましてメーカーとしましてはデメリットはないのではないかと、こう思ひます。

それからリース業者につきましても、リース期間が非常に長いわけでございますので、割賦に比較しまして長期にわたつて金融負担をやはり自己として増大せざるを得ない。それから長期間にわたつて債権の管理を行なうという、しいて言いますれば、これもデメリットでございますが、これはリース業者本来の業務でございます。しいて言いますれば、割賦期間よりは長いという点での金融費用及び債権管理の業務の負担というのがあるかと思ひます。

○渡辺(三)委員 この問題につきましては、最後に、要望を含めて私質問をしたいと思つております。内容と関連をさせてあつても一度お聞きをしたいと思います。私の考え方述べさせておいていただきたいと思ひます。

そこで、最後のほうの質問になりますけれども、これはきのう質問された委員の方からも御指摘があつたわけですが、特に今回の法改正におきまして、今後の運用については、支払い能力あるいは信用力が比較的劣つております中小企業や、

それから担保力が弱いこうした小規模の企業が、ほんとうに今回のリースを広く利用できるように心がけていかなければならぬわけです。そこに法改正の一つのねらいもあるわけであります。

私から申し上げるまでもなく、機械類信用保険制度につきましては、この衆議院の商工委員会においても、何回かその運用についての附帯決議が行なわれていると思ひます。第三十八回の国会においてもあるいは五十一回国会においても、さらにまた六十三国会においても、そのつど同じような趣旨の附帯決議が行なわれているわけでございます。まして、どうしても十分に中小企業に活用できるように配慮していかなければならないと思ひます。昨日、局長の御答弁の中で、いま行なわれております各都道府県の機械貸与公社で取り扱っている中小企業向けの機械類、これは今度の法案による第一種の機械であるわけでありまして、けれども、これについては追加指定する方向でやっていたい、こういうふうな御答弁がありました。これは私は強く望んでおる内容でありますから、太いひとつこの点については努力をしていただきたいと思ひます。

さらに、第二種の機械においても、昨日も加藤委員が言われましたが、十五種当面認められておるわけですが、これを何とかもう少し実態に合せて拡大をしていく方向を考えなくちゃいかぬのじゃないか、こういうふうな指摘がありました。私も全くその点は同様に考えております。これは初めてのケースでありますから、当面は十五種というふうに通産省は考えておられるのだと思ひますけれども、しかしこれについては、ぜひ実情に合わせながら機械の追加も考えてもらいたい、こういうふうな思ひをおるわけでありまして、この点について、中小企業により広くこれが運用の面で利用できるように、このための何か具体策があればお聞かせをいただきたいと思います。

○山形(米)政府委員 機械の数の問題でありますけれども、これは第一種機械につきましては貸与

機関の取り扱い全品目を追加する予定にいたしておりました、先生の御要望もございまして、必ずこれは実施したいと思ひ次第でございます。それから第二種のリース関係は、これは何はともあれ発足の最初でございます。もう一つは、やはりリースにかかるものは、どちらかというと陳腐化の早い、技術の進歩の早い機械ということでもございまして、現実の姿も見たら今後これを拡大する方向で考えたいと思ひます。ちなみに第一種につきましても、制度発足の昭和三十六年のときには五機種であったわけでありまして、翌年には、時代の変遷に応じてこれを追加いたしました。現在三十三という数に相なっておりますわけでございます。

中小企業に対しては本制度の普及、PRを行なうのは当然でございます。われわれ従来からも非常に努力しているわけでございますけれども、今後とも中小企業団体、各種工業会等を通じて、パンフレットを配付すること、機種ごとの説明会を各地で行ないますこと、それから保険契約者に対しては本法の趣旨を徹底いたしまして、ユーザーに周知徹底をはかるようにいたしたい、特に通産省は、中小企業庁という組織がございまして、いろいろな広報活動、調査活動もしておりますので、中小企業庁、各地方の通産局等の機構も動員いたしまして、今後一そうその普及にはつとめてまいりたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 ぜひそういう点を強化していただきたいと思ひます。

先ほど質問を申し上げましたユーザーの立場から見たメリット、デメリットの問題も、当然に申し上げた点で関連をするわけでありまして、これらの幾つかについては、先ほど局長も御答弁がございましたが、私は、たとえリース料は、これは表現は必ずしも妥当かどうかわかりませんが、やはり割が高だと思ひます。リースの期間が三年から五年くらいの場合に支払うリースの総計、これは物件購入費の大体一三〇から一四〇％くら

いになるのではないか、こういうふうな思ひます。ですから、物件そのものの値段より割が高になるのは当然だと思ひます。それは申し上げるまでもないのですが、リース会社の金融機関に支払う金利、それからリース会社自身の収益、これが必然的に含まれてくるわけでありまして、そういう面では一三〇なり一四〇％くらいになる。ですから、必ずしもリースを利用することだけが企業にとって有利だというふうに錯覚を起こさせるような指導も、これはやはり問題がある。資金的な余裕のある場合には購入をしたほうがいいわけでありまして、そういう点も十分に指導の際には明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、中途解約ができないというふうなデメリットもあります。さらに、自己所有の設備と当然異なるわけでありまして、非常の場合に借り入れ金の担保としてそれを活用することができない、これは言うまでもありません。そういう点もあるわけでありまして、ひとつその点は十分手落ちなく指導をしていただきたい、こういうふうな思ひます。

もう一つ、これは要望を兼ねてさらに申し上げたいのですが、冒頭私がこのリース業の業者の実態、それから特に事業協会との関連などを御質問申し上げました。こういう点で、いまも局長の答弁にもございましたが、リース業者が中小企業を不当に圧迫しないように業界の質的な整備をどうしてもはかっていかなければならぬと思ひます。

何もしないで比較をしてどうだこうだということはない、私もインサイダー組合あるいはアウトサイダー組合と比較をしてどうだこうだということはない、私がいかに申し上げませんが、協会に入っていないところはやはりなかなか実態がつかめない、こういうふうな実情があるわけでありまして、質的な業界の整備といえますか、そういう点も通産省としても考えていかなければならぬ点ではないか、こういうふうな思ひます。

それからさらに、このリース期間中のリース業者のユーザーに対するサービス、この体制は、わが国の場合にまだこの産業が始まって期間が浅い

わけですから当然だと思ひますけれども、アメリカの場合をいろいろと調べてみますと、このリース業者のユーザーに対するサービスというのは非常に徹底しておる。いわゆるそのサービスがむしろ売りものである。そうでないとその業者はユーザーから利用されない、このような状態になつておるようです。そういう点から言いますらば、日本のリース業者もこの点についてはひとつ万全のアフターサービスというものをやるようにしていかないとほんとうのリースのよさというものが出てこないと思ひます。その点なども、ひとつ通産省では十分に気を配っていただきたいと思ひます。その点について何か御意見があれば承つておきたいと思ひます。

○山形(米)政府委員 リース業の健全な発展というのは、今後の流通及び生産行政全体を通じて非常に重要な問題だと思ひます。いま先生の御指摘のとおり、わが国のリース業といふものは昭和三十八年にできましたばかりのせいもございまして、特にユーザーに対するサービス機能というものは非常に劣つておる。先進国でございましてアメリカでは、むしろその事前及び事後のサービス能力のいい悪いがリース業者の決定的な要因にまでも育ち上がつておるわけでございます。今後この点が一番大きな問題であらうかと思ひます。

ただ、本法はあくまで中小企業の設備の近代化をはかるための保険制度の問題でございます。この法律だけでリース業全体のあり方を云々するのは少し拡大し過ぎるきらいもございまして、通産省全体といたしましては、このリース業の重要性にかんがみまして、さらに昭和四十五年度から国民生活関連機器リース金融制度というものを創設いたしました。引き続きまして四十七年度から新機械機器普及促進リース金融措置というものをつくりました。これがいわゆる制度リースといわれているものでありますけれども、新時代のニーズに応じた新しいリースの促進をはかるための制度でございます。これは興長銀債の発行を国が引

き受けまして、その資金に基づいてこういう新し

いかつこうでのリースの拡大をはかる措置を四十

五年度以来やつておるわけでございますが、より

基本的にはリース業全体のあり方、今後の長期的

な展望等も当然に必要かと思ひまして、これはわ

れわれ内部的には寄り寄り検討もいたしてござい

すけれども、必要に応じて産業界審議会の

審議の場も活用いたしまして、今後のリース業の

あり方についても必要に応じて議論を進め、各界

の御意見もいただきまして、長期的な施策の確立

をはかりたいと思ひ準備中でございます。

○渡辺(三)委員 質問を終わりますけれども、機

械類信用保険制度の利用にあつて、いわゆる今

度の法改正によりまして、割賦、ローン、リー

以上をもつて、私の質問を終わります。

○浦野委員長 板川正吾君。

○板川委員 引き続きまして、機械類信用保険法

の一部を改正する法律案について質疑をいたした

と思ひます。

若干前の発言と重複するところがありますが、

御了承願ひたいと思ひます。

伺ひますが、本法制定以来の運用状況、まずこ

れを伺つておきたいと思ひます。

○山形(栄)政府委員 本法は、昭和三十六年本制

度が発足したわけでございます。この保険

は、ほかの保険もそうでございますけれども、こ

れを取引状況から見ますと、景気にきつて敏感

な性格を有してございます。不景気のときには、当

然のことでございますけれども中小企業の倒産等

が多く出る関係もございまして、保険金の支払い

がそのときは非常に急増いたすわけでございませ

けれども、反面、好況の時期にはそういう不測の

事態が少なくないわけでございまして、保険金の支

払いが少なくなり、保険会計の収支は好転するとい

うことで、いままで推移いたしてきておるわけで

ございます。

若干詳しくこれを申し上げますと、四十年不況

のときには、四十年、四十一年でございまして、

けれども、保険金の支払い高が非常にさみまし

て、六、七億円の保険収支の赤字が発生いたした

わけでございまして、反面、大型景気、たとえば、

昭和四十三年から四十五年の三カ年の平均でござ

いまして、昭和四十六年までの十一年間の全体の累計の収支

でこれを見てまいりますと、収支はほぼ均衡いた

してございます。厳密に申し上げますと、千三百万

円の黒字ということでございます。保険収支は

非常に均衡状態のようでございまして、若干我田引

水でございまして、長期的に見た場合に、

本保険の保険料率水準というものはほぼ妥当で

あったということが言えるのではないかと思ひま

す。

当面の状態を若干申し上げますと、昭和四十六

年度は景気沈滞のため、保険金の支払いが増大い

たしまして、収支は赤字でございまして、四十七年

度も赤字が見込まれておるわけでございまして、四

十八年度の見通しでございますが、これにつきま

しては、若干景気の回復等の影響もございしまし

て、一応黒字が見込まれるのではないかと思ひま

す。最近の国際情勢の動き、特に通貨関係の変

動の推移が非常に不明の段階でございまして、こ

のいかにによりましては、いま申し上げましたよ

うな見通しを若干修正せざるを得ないかと思ひ

ます。なお、その辺のことも含めまして、今後推

移を見きわめる必要はあらうかと存する次第で

ございまして、

○板川委員 三十六年に割賦信用保険として発足

をして、その後ローンを追加されたが、この付保

件数及び引き受け保険金額、この推移はどうい

うふうに見ておられますか。

○山形(栄)政府委員 付保件数から申し上げます

と、発足の昭和三十六年のときは二千二百三十三

件でございまして、その後逐年これが増加いた

しまして、四十六年度におきましては一万二千二

百四十四件でございまして、四十七年度はまだ最終

的に確定いたしてございせんが、現段階ではほぼ

一万五千件にこれが相なる推計でございまして、

それから、保険引き受け実績でございまして、

これは発足のときはわずか五十五億円、昭和三十

六年は五十五億円に始まりまして、これも逐年増

加いたしまして、四十六年度は百七十八億円、四十

七年は二百十二億円でございます。

ついででございますが、われわれの見通しとい

たしましては、リース保険がもしこの実施に入り

ますと、この分が相当の金額引き受けの可能性

がございまして、昭和四十八年度の見通しをいた

しましては六百二十六億円を想定いたしておるわ

けでございまして、

○板川委員 過去の実績を見ますと、三十六年、

三十七年は発足早々でありますから本法の趣旨が

徹底しなかつたのですが、三十八年度ですと付保件

数が一万一千何がして、ずっと年度別に付保件数

を見ますと、一番多いのが四十一年の一万六千、

それからずっと毎年度下がってきておられます。引

き受け保険金額においても三十八年度が二百二十九

億、これが一番多い状況で、その後はずっと三十

九年以降下がってきておられます。この過去にお

ける機械類の信用保険というものが意外と、年度

的に見ましてあまり利用者がふえていない。一

体それはどこに原因があるとお考えなんでしょう

か。ほんとうはいまちょっと、逐年たえば利用

者がふえていいはずなんです。利用保険数、これ

の金額はふえていいと思ひますが、逆に下降さ

みであります。この原因はどこにあるとお考えで

しょうか。

○山形(栄)政府委員 中間年次を省略いたしまし

て非常に恐縮でございまして、いま先生御指摘

のとおり、逐年で見ますとむしろ減つてゐる年

もございまして、最近また伸び悩みの感じもござ

います。

これは若干こまかいことでございまして御説明

申し上げますと、引き受け保険金額が過去最高で

ございまして昭和四十一年の二百二十四億で

ございまして、これがその次の年には百六十億円に

下がつておるわけでございまして、これは

かつて本制度の非常に大きな部分を占めておりま

したブルドーザーの関係でございまして、ブル

ドーザーにつきましては、中小の割賦業者等もこ

れを非常に取り扱うことになりまして、事故率も

非常に多くなりました。それで当然のことながら、

ブルドーザー関係の保険金額も、ほかの機種に比

べましてたしか三倍ぐらいの金額にせざるを得な

い状況に相なつたわけでございまして、この辺の事

情を前提にいたしまして、ブルドーザーの大手で

ございまして小松製作所、それから当時の三菱等々

が保険料率の非常に高騰を前提に自家保険にこれ

が進みまして、自分でもって保険をやらざるを得

ないという状態に追い込まれて、結局本保険制度から脱落をするという事で、当時ブルドーザーのシェアが非常に大きかったものでございすから、保険金額が四十二年に非常に下がったわけでございます。

しかしながら、その後、もう一つの最近の伸び悩みといえますのは、最近のいわゆる四十六年八月のドル・ショック以降の日本経済の一種の停滞を反映したものでございまして、これは先ほど申し上げましたように、全体の景気の動向の反映とわれわれは考えております。

またちなみに、ブルドーザーを除きました残りの機種についてだけの引き受け保険金額を見ますと、これは大体において逐年ふえてございまして、先ほど来よく申し上げましたように、四十一年におけるブルドーザーの脱落、その後の昭和四十六、七十七年における不況の反映、大きくいうと、この二つのことで最近の伸び悩み等も出ておるのではないかと考えますが、今後景気の回復につれて、特にリース保険の新設等によりまして、引き受け金額等は相当程度大幅な増加が望めるのではないかと考えておるわけでございます。

○板川委員 過去の運用について聞いたのでありまして、リース保険が新たに加えられればどうなるかというのとはまた別の問題であります。

本法の一条の目的に、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に資することを目的とする、この目的が二つございしますが、現在、機械工業の振興に資するという目的の条項をどのように運用しようとしておるのか。この法律が制定された当時は、いわば機械工業がまだわが国におくれておって、機械工業の振興が当時の産業界の一つの大きな使命であった。しかし今日は、過剰なドルを、外貨を持っておって、今日機械工業の振興に資するというのは、この法の運用上相当疑問点だと思ふのです。前の質問者の質問の中にもありましたが、中小企業の設備の近代化をはかるためというところに重点があつて、機械工業の振興に資

するという点は、運用上ずつと幅を狭めていくべきではないかと思ひますが、法の運用、解釈にあつて、通産省の見解をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○山形(榮)政府委員 お答え申し上げます。

現行法におきましては、中小企業、特に保険対象機種の選定にあたりまして、むしろ機械工業の振興を目的とし、あわせて中小企業の近代化に資するということになつておつたわけでございます。もちろん運用上は、最近の情勢に應じまして、中小企業の近代化を重視しておつたわけでございますけれども、今回、改正におきまして、中小企業の近代化を前面に、第一目的にこれを出したわけでございます。

いま、先生御指摘のとおり、それだけでいいのではないかとこのお話でございすけれども、われわれの一つのねらいは、対象機種といふものが、先ほど来よく申し上げましたように、公害防止用の計測器とか、その他製めん機械、製パン機械、それからかまぼこのような水産練り製品製造機械、かん詰め機械、木材加工機械、それから冷凍機用の応用製品など、相当幅広く考えておりまして、当然に、中小企業の使う機械でございすので、その対象とされる機械自身の製造業者も相当程度中小企業者が多いわけでございます。これらの機械工業といふものは、日本の経済、産業の底辺でございまして、今後とも中小企業機械業者等を中心とした機械工業の振興というのは非常に重要な問題ではなからうかと私考えておる次第でございす。ただ、本法の運用自身といたしましては、中小企業の近代化を第一目的にして、これは機械工業の振興に資するものであるというところにいたしたわけでございます。やはり両方の目的は達成されるべきではないかと考えておるわけでございます。

○板川委員 昨日も加藤議員から指摘がありましたが、本法の機械類の指定の中に外国の製品が入つておられ、入らぬという方針のようでありまして、中小企業者が、あるいはドイツの機械とかス

イスの機械とか、ある専門分野においては日本の機械よりもこのほうがなかなか性能もいいから、こういうものを入れようとした場合に、このリース保険の対象にならない。外国の輸入製品、輸入機械は指定にならない。この理由はどういうわけでありませうか。

○山形(榮)政府委員 外国輸入機械を本法の対象にしないということではございせん、私の昨日申し上げましたのは、でき得れば国産機械が対象であることが望ましい。従来は実は国産機械だけでこれを運用してまいりましたことも事実であるわけでございます。しかしながら、今後の経済情勢の変化、特に中小企業の急速な近代化等を考えますためには、非常に優秀な、手軽な輸入機械がございすれば、これは当然に対象にすべきではないかと思ひます。私さう申し上げましたのは、これを個別審査の上で承認でやつていきたいと申し上げまして、そう考えておりますけれども、一つの考え方としては、もっと包括的、積極的に中小企業に対する輸入機械の導入というかつこうでこれを取り扱つてもいいのではないかとこのうふうにも考えております。御質問の趣旨等も考えまして、そういう方向で検討いたしましたと思ふ次第でございす。

○板川委員 きょうは、弾力的に運用していきたい、こういう答弁でありました。私は、それがこの法律の目的の二つのうちの一つである機械工業の振興に資する——もちろんこれは国内機械工業ですから、したがって、この法律の目的の項目にひつかかつて、いままでは国産機械を主としてやつてきた。しかし、今日国際経済情勢というのが非常に変わつてきて、いままでのように国産機械を優遇するという観点じゃなくて、専門的なない機械があれば、どこのもので買つていいじゃないか。過剰なドルを持つて実は困つておる状況なんです。そういうワケはひとつこの際はずすような方針で運用したらいかがでしよう。それが中小企業の設備の近代化のために役立つのであれば、そういう方式をとつたらいいかでしよう。

こういう質問であります、もう一ぺんその点端的に答えてください。

○山形(榮)政府委員 中小企業の近代化をはかりますために、適切な輸入機械の導入は当然必要な場合が多いのではないかと考えます。

それからもう一つ、機械工業の振興上ということの読み方でございすけれども、やはり輸入機械を入れて国内の機械工業に刺激を与えることも、非常に大きな振興の一つの行き方だと思ひますので、御質問の趣旨に沿ひましてこれを運営いたしたい、こう思ひます。

○板川委員 二条三項の二であります、対価を政令で定める回数以上に分割して受領することとを条件とするものであることその他云々とありますが、このその他対価の内容が政令で定めるといふのでありますが、この分割して対価を定めるこの分割の方式は、いわば定額的な分割なのか、それとも定率の、税法で言うなら定率法的な分割、この各保険価額を、対価を分割するのか、その点どういふことを考えておられるのですか。

○山形(榮)政府委員 現実のリースの運営におきましては、大体月ぎめで毎月同じ金額を均等に割りまして払つておるのが現状でございす。中には四半期別に払うものもございすけれども、いずれにしても、定額といひますが、同じ金額を払つておるのが現状でございすので、その現状を踏まえてわれわれとしては現在ではそういうかつこうでできている、こう思つております。

○板川委員 じゃ定率的思想ですね、これはこの中にならぬということも理解をいたします。

次に、指定機械の指定要件についてもう一ぺん説明してくれませんか。機械類を指定する場合の指定要件についてもう一度。

○山形(榮)政府委員 御説明申し上げます、機械類の指定にあたりましては、中小企業の設備の近代化をはかるため、必要性があつて、かつ機械工業の振興に資すると認められる機械類でござい

す。これは先ほども申し上げましたように、中小企業の設備の近代化をはかることが必要要件でございます。機械工業の振興は、俗なことばで言いますと、付随的な要件ということであります。しかし、両方の要件がもろろんなければならぬわけでありまして、主たる要件は、中小企業の設備の近代化のための必要性ということに御理解願いたいと思ひます。

○板川委員 中小企業の設備の近代化ということはどういう基準で判定をされますか。

○山形(栄)政府委員 中小企業の近代化のためには、政府内部におきましてもいろいろな制度があるわけでございます。中小企業金融公庫その他のいろいろな制度があるわけでございます。そこで特利を認めて、特に特別の金利で中小企業にある機械を導入することを促進するというようなことをやっています。制度も多々あるわけでございます。一番前提といたしましては、そういう中小企業が真に望み、かつ中小企業に導入されることが必要と思はれる機械類が想定されるわけでございます。これが第一要件でございます。

もう一つは、本法の保険制度から見た一つの条件でございます。現在リース会社がユーザーに對しまして機械をリースいたしておりますけれども、そのうちで比率のやはり高い機種、これは当然に中小企業から要望の強い機種と考えられますので、その辺はわれわれは実態調査を通じて大体把握をいたしております。

以上申し上げましたような一般的な近代化必要機種及びリースとして中小企業からの要望の強い機種、その二つの要件を考へまして政令指定をいたしてまいりたいと思ひております。

○板川委員 たとえば金額で六〇%、件数で七〇%ぐらいを基準としてきめていこう、こういうことですね。

○山形(栄)政府委員 現時点では、先生のおっしゃるとおりでございます。

○板川委員 いままで中小企業の政策は、実はいろいろ制度ができて利用する者が意外と少ない

い、こういうのがずいぶん多いんです。制度はたくさんできているが、利用する者が少ない。まあ当面はそういうことで指定機械を指定する基準としておろんでしようが、将来、金額を六〇%から少し下げるなり、あるいは件数でももっと下げるなりして、再三前から御要望がございましたように、対象機種をもっとふやしていかなくちゃいけない。実態に應じて私はふやしていくべきだと思います。そういう考慮を運用の面で払ってもらいたいと思ひます。

次に、技術者とユーザーの間のトラブルは、從來どんなものがありましたか。このリース業者とユーザーとの間に、過去何年かやっておる現状からいって、トラブルはどういうものがあつたでしょう。

○山形(栄)政府委員 リース業は、まだ始まってわりあいに日にちもない制度でございます。われわれのところでも調べましたところでは、ユーザートリース会社の間で非常に大きなトラブルがあつたということ、現時点では聞いておりません。ただ、これはトラブルではございませんけれども、リースをいたしまして、そのユーザ側で倒産等が起つたことに伴うリース料の不払い事故といふものは、これは当然出ておまして、昭和四十一年度から昭和四十六年度までに発生いたしましたリース料不払い事故を申し上げますと、総額で、二億三千万円、これはもうほとんど全部中小企業ユーザの事故でございます。

○板川委員 政府が保険契約を締結してはならないというのが二つの項目になっております。この保険契約をしてはならないということを定める基準は、どういう基準でこれをきめられますか。

○山形(栄)政府委員 これは二つございまして、一つは、リース業者が当該リース契約を履行する能力を有しないと認められたときが一つでございます。それからもう一つは、この契約締結をいたしたとき、中小企業の設備の近代化等に資する、貢献をする認められない場合ということでございます。

これをもう少しこまかく申し上げますと、このリース業者の能力問題につきましては、一番大きいのはやはり金融能力でございます。機械類の購入能力もないようなものがこの制度に乗って新しく適当に何かをやるというようなことが考えられます。こういうようなものは、われわれのほうといたしまして、そういう能力をよく見まして、そういう悪く使用されますと問題でございますので、そういうのはチェックするというのが一つの、第一号の趣旨でございます。

もう一つは、中小企業に悪影響があるかどうかという点のチェックでございます。リース業者も、これはわれわれのほうと契約を業者が結びますときに、向こうの契約書の写し等をとりますが、その内容といたしまして、中小企業を不当に圧迫するような条項が入っているもの、差別待遇を中小企業だけに与えるような条項のあるもの、それから非常に悪い機械をむしろ高い金でリースするような、粗悪品を取り扱うような場合、これはどこからその機械を買うかというようなことをチェックすればわかりますので、そういうこと、それから本法の基本精神でございますように、中小企業向けの比率が非常に低くて大企業なんかになるのを主たる業務にしておるような場合は、これは当然チェックして保険契約をお互いに締結しないというかつこうにいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○板川委員 政府が保険契約を締結しないという例としていま例をあげられましたが、では手続的にはどういふふうになされるのですか、その手続的な説明をしてみてください。

○山形(栄)政府委員 政府と契約を結ぶに際しましていろいろ書類を提出していただくわけでございますが、金融関係といたしましては、その当該リース会社の財務諸表、それから中小企業の比率がどういふふうになっているかということにつきまして過去のリースの実績等を出していただく、これをよく審査するわけでございます。それから、いま申し上げましたように、中小企

業に差別待遇を与えるようなことをチェックするのが非常に大事だと思ひますが、これにつきましては、そのリース会社の契約の写しを出していただきまして、これを法文上チェックするだけではないで、それを使つて、その業者との過去のユーザ側からの事情も私のほうとしては聴取いたしまして、実際にリース会社のビヘービア、やり方等もチェックし、そういう意味で金融能力、中小企業に對する態度、中小企業比率の高さ等々、いま申し上げましたような点を申請してもらつて、よつて、申し込みをしてもらうことによつて、具体的にチェックしてまいりたいと思つております。

○板川委員 そうすると、一件一件申請をしてもらつて、それを審査して、この基準に基づいてチェックをする、保険契約をしないことがあるというところになりますね。先ほどの話ですと、いままでの割賦、ローンの信用保険の場合には非常に利用者が少なかった、横ばいでずっとこの十年間きつておつて、あまり制度的に活用されてない、ところが、今度リース保険を入れることによって非常にこの利用度が高まるというところですね。ところが、この処理する人員を予算面で見ますと、去年までは二十九人であつて今度は三十人、一人しかふえない。この何万件と出てくるこういう申請を一件一件審査するのに一人ぐらいの増員で間に合ふんですか。

○山形(栄)政府委員 本保険制度の定員は御指摘のとおり四十七年度で二十九名、来年度一名ふえるわけでございます。これは、確かに一人では処理したいと思ひますけれども、別途、現行保険制度の事務の簡素化ということも含めまして、電算機の導入、アルバイトの活用ということを実施してはソフトウェアも相当うまくでき上りまして、来年度以降この面から現在の二十九名にゆとりが出るわけでございます。その辺を新しくふえました一名と足しまして本制度の新しいリース部分の要員として活用してまいりたいと思ひてお

るわけでございます。

○板川委員 保険契約を申し込んで、三十人ぐらいのやりくりして、アルバイトも頼んでやって、一体これが保険契約をしないということになるとどのくらいの日数の間にその結論を出して通知をするんでしょう。

○山形(榮)政府委員 誤解を避けますためにちょっとお話し申し上げますが、先ほど来申し上げました付保件数一万五千件とかいいますのは、これは全部個々に審査の対象にするわけではございません。これはいわゆる包括保険でございますので、申し込みを受けましたときにその企業の能力、先ほど来申し上げました能力とかピーピーとか実績とか、それを審査いたしまして、あとは中間でのレビューはありますけれども、原則的には包括保険で、国とそのリース会社との間ではいゆる包括保険を結んでいくわけでございます。したがって、付保件数がたとえ四十七年度一万五千件でありましたときの契約件数は二千十六件でございます。審査の対象はこの二千十六件のほうであります。これはわれわれのほうとしましては相当詳細に審査いたすわけでございます。一カ月半くらいかかる予定に相なっております。したがって、本法の施行も、一応その辺を見込んで施行期日はきめざるを得ない。いわゆる準備段階としてそういう期間は繰り込んで施行期日をきめる必要があるかと考えておるわけでございます。

○板川委員 三条の二で、政府は、リース業者と機械類ごとに包括して機械類信用保険の保険契約を締結する。この業者との件数が契約件数である。それが二千十六件ぐらいう定しておる。それから出される一つの案件については審査の対象とはしない。こういうことですね。その場合に、ではもし、この三条の三項に適合するような条件ができて、締結をしてはならないというときには、どうやって手続的にそれを断るのかというのが最初の質問だったわけですが、これはどうやってお断りになるのですか。

○山形(榮)政府委員 これは、先ほど来申し上げましたような欠格要件が判明いたしますれば、当然にその契約関係は、国との契約関係を解除せざるを得ないということに相なるかと思っております。

○板川委員 保険金の項目で、「会社更生法の規定による更生手続開始の決定があつた場合」、これはわかるのですが、「その他これに準ずる場合」というのは、例としてどういうのを考えておりますか。

○山形(榮)政府委員 会社更生法に準ずる場合といひますのは、一番はつきりしますのが破産でございます。それから、商法上の整理段階に入る、これも当然だと思ひます。

この場合に破産ということばを使ひませんでおきましたのは、破産条件というのには、法律上も厳格で非常にきつとしておりますので、それを例示にいたしますと、そのこと自体の解釈、準ずる場合の解釈が非常に狭まるおそれもございますので、会社更生法を例示にいたしまして法文では表現をいたした次第でございます。

○板川委員 次は、保険料率の算定ですが、第六条では、特別会計であり、独立採算制の原則を規定しております。この場合に、保険料はどのくらいの基準でありますか。

○山形(榮)政府委員 保険料率につきましては、こういう特別会計の原則では収支償うようにというのが大原則であるわけでございます。われわれといたしましては、このリース保険につきましても、いままで実態調査を進めてきておりまして、その調査の結果の事故率等も勘案いたしまして、現在われわれのほうで事務的に考えておりますのは、リース期間五年程度のもので、〇・五%前後で設定いたしたいと考えております。

○板川委員 今度の法律で一種機械類となつた割賦ローンの保険料はどういう比率ですか。

○宮野説明員 御説明申し上げます。現在の第一種機械類につきましては、料率が三つに分かれております。標準的な料率がA料率、

次にそれよりも倍の水準の料率がB料率、特に高い料率がC料率でございます。もちろん、料率は割賦の期間によって違つてございまして、割賦期間が短ければ安い、長ければ高いわけでございます。

そこで、現在の割賦の平均期間は二十カ月でございます。二十カ月について申し上げますと、A料率は保険金額の〇・四三%でございます。B料率は〇・八六%、C料率は一・一六%でございます。ちなみに、どれくらいの機械がA、B、Cそれぞれに属しているかでございますが、現在の対象機械三十三のうち、九割は一番安いA料率でございます。次に四つの機械類がB料率でございます。最も高いC料率を適用されておりますのはブルドーザー一種のみでございます。

○板川委員 この特別会計になると、第一種、第二種、どういふふうに区分してやるのですか。いづれにしても、たとえば第二種なら第二種で、リースならリースだけの計算をし、さらに、第一種の中で各機械ごとに比率が違つておる、そうすると今度の場合、第二種機械の場合に、機械類ごとに、種別ごとに比率は変えませんか。

○山形(榮)政府委員 第一種につきましては、いま御説明申し上げましたように機械類ごとの実態もつかめておりますので、三区分でこれを運営いたしておるわけでございますが、リースにつきましても、いづれにしても発足当初のことでございます。いまのところ、これを機械類ごとに区分して料率をきめるといふことをいたさないで、さしあたりは一本で進みまして、今後実態の動き等も把握の上で、将来これをどうするか、その辺は考えたいと思つております。

○板川委員 一種の機械類のように、将来実績を見て考慮したい、こういうことだと思ひます。それから、保険料をユーザーが最初前払いをする、まあ二カ月ないし三カ月という議論がちよつとございましたが、これは一体、リース業者とすれば多いにこしたことはないと思ひますが、最長

一年ぐらいを一つの指導の限界としておりますか。

○山形(榮)政府委員 現在まだきめておりませんが、われわれのほうの指導方針といたしまして、大体三カ月を一つのめどにいたしたいと考えております。

○板川委員 ユーザー側としては、じゃ三カ月上取られることはない、こういうふうに見えていいわけですね。――わかりました。

最後に、七条に規定してあるのですが、会計年度ごとに国会で定められた金額をこえない範囲において保険契約をする。きのうまでの議論ですと、十一億七千万あり、今度の国会の予算で二億を追加されたから、十三億七千万の出資となる、これで約一千億の保険引き受け限度を運用できる、こういうことでありますが、これで十分かどうかということをもう一べんひとつ説明してみてください。

○山形(榮)政府委員 四十八年度の予定といたしましては、現行の割賦等の保険金額は、最近の趨勢からいひましても、二百九十億くらいであらうかと思ひます。

それからリースの保険金額は約三百三十億円をわれわれは見込んでおるわけでございます。その合計が六百二十億円でございます。これに対応いたします限度額は、いま先生御指摘のとおり、予算総額上一千億という、相当の余裕を持つてこれを設定いたしておりますので、万が一にも限度額一ぱいになるといふことは、われわれとしてはないというふうにご考慮しておりますが、もちろんこれがそういうふうになりますれば、所要の措置を講じなければいかぬと思ひます。現時点では六百二十億と一千億でございますので、余裕はたっぷりある、こう考えております。

○板川委員 私の質問は以上で終わりますが、せっかく大臣が来ておりますから一言申し上げます。このリース信用保険の対象機械として電子計算機があるのです。これはもちろん中小企業向けの

電子計算機であつて、大企業向けの電子計算機ではございません。そこで、最近、きのうきょうの新聞をにぎわわしておることは、まあ電子計算機の対米輸入の自由化問題で、業界が、電算機の輸入について、もし政府が自由化するならばこれこれやつてほしい、しかも、それに對して一千四百億とか膨大な補助をしてもらいたい、こういう要求が新聞等で報道されておりますが、一体自由化をされたからといって、その大企業が何千億も国家に補助を求めるといふ考え方はどこにあるんでしょう。どうもわれわれ、それは理解できない。円の切り上げで大きな被害を受けておる中小企業もたくさんある。それにいま政府がいろいろな対策をとつておるが、それはたとへば滞貨資金を融通するとか、あるいは低利な資金を融通するとかいふようなことであつて、補助ではない。しかし、電算機大手業者が一千四百億も補助を出せ、こういうふうな報道されておるのですが、どういふ趣旨なのか、われわれは全く国民の一人としてわからないのですが、大臣はどういふふうにお考えですか。

○中曾根國務大臣 日本の産業構造を知識集約型、社会福祉指向型に転換させるということを通じて、産省も日本の政府当局も大方針として進めてきておるわけでございます。日本の将来の産業構造のあり方を考えてみますと、一方においては、発展途上国からはいろいろ追い上げられておりますし、また一方においては、知識集約型という形で逃げていかないと、いつまでも重化学工業型にすることはできません。そういう意味で、知識集約型の一つの例は、コンピュータを中心とする情報産業あるいは航空機産業、こういう方向であるだろうとわれわれは思っています。

そういう意味において、次の時代の日本の産業構造の基幹となるような電子計算機等につきましては、国策として特に重点を入れて育成強化をはかつて、できるだけこれが外国企業に負けないようにいろいろな措置してきておるところでございます。そういう意味で、政府も、いろいろ大型コ

ンピューターあるいはコンピュータ等につきまして、いままでも助成強化の方法を講じてきたところでございますが、最近、アメリカのいろいろな通貨、通商政策の動向、それから国際経済の動向あるいはガットにおけるこれからの評議の動向等を見ますと、日本の電算機産業あるいはIC産業といふものを、いままでのような自由化に對して聖域にいつまでも置くわけにいかない、もはやこれはある程度の補強工作を行ないながら、外国との競争に對決していかなければならぬ、そういうことを私考えまして、そういう方向でいろいろいま環境づくりをやつておるところでございます。

先般、コンピュータの会社の代表の皆さんがお見えになりました、大政府のそういう方向については自分たちも理解できる、それについては協力もいたしましょう、ただし、電算機のあるものについては五十二年、あるいはもう一つのICについては五十一年というような期限を、先方の要望として、大体の目途として言つてまいりました、それに伴つて外国企業に負けないだけの力をつくつていくためにこれこれの援助がほしい、そういう言つてきたわけでございます。

私は、それに対して、いままでも政府が助成してきまして、これは国民の税金を使つてきておるのだし、また将来も国民の税金のお世話になるわけであるから、そういう社会公共的責任もコンピュータ会社としては考えてもらわなければならぬ、そういう意味においてこのお金を効率的に使わなければならぬという意味から、電算機産業自体においても効率的に使つて、むだな競争を排除してある程度の集約化を行なう必要があるであらう、こういうことで三系列に政府としては整理して、業界の協力を求めてきたわけでございますが、この事態になりますといふと、もっと提携を強化して、そうして将来一定の時期にはもう一段と高い場所に進んだ提携強化、密度の濃い集約形態といふものを考えざるを得ない。さもないればむだも多いし、あるいはむだな

競争自体も出てまいります。そうして、いま世界を席巻しているIBMやそのほかの対抗上から見ても、いまだからそういう防衛措置を講じていかなければ、日本の将来の産業構造からも非常に深憂すべき状態になる、そういうことを私は申し上げたわけでございます。

国民の税金を使うということについていろいろ御批判があると思ひますけれども、国策の産業、これからの日本の構造の一つの中核にしていこうというものについては、ある程度国家的助成や誘導政策をいままでもやつてきたところでございませう。航空機にしてもそうでございますし、原子力産業にしてもそうでございます。そういう意味において、電子計算機も同じような対象として育成していつていいと私は思ふのであります。ただ、その利益が私的会社の利潤にのみ還元されるということとは避けなければならぬと思ひますし、それ得た特許といふものについても、これは単なる私的会社の独占的特許として確保しておくべき筋のものでもないであらうと私は思ひます。そういう社会的規制を加えながら、国の助成策といふものも国民全般から受け入れられるような均衡ある措置を確保しつつ助成していく、そういう形で進んでまいりたいと思つておるわけでございませう。

○板川委員 日本の経済構造が重化学構造から知識集約型に移行すべきだといふ方向についてはわれわれも理解します。しかし、電算機の国産率といふのですか、これをヨーロッパ諸国と比較をいたしても、電算機の国産率といふのは日本が一番高い。現在五六%近くあるそうでありませう。イギリスが何%ですか、西ドイツでもわずかに一〇%以下だといふふうにいわれておるのです。日本の産業構造を考えた場合に、一から十まで全部日本でつくつていかなければならないといふものではないと思ふのです。ある面では、機械などは国際分業的なものであつてもいい、こういう感じがいたします。たとえば、ドイツのある種の機械あるいはスイスの機械、フランスの機械、

それぞれ特徴を持ったものを使つていいのではありませんか。それと對抗するためにわがほうも同じ機械をつくつていくことでやつてきましたために、こういうようにドルがたまって過剰流動性を形成し、それが今日の物価高をもたしておるといふことにもなるので、私は、ある種の機械、特に専門的なものは国際分業的であつていいのではないだろうかという感じがします。

国際競争力といつても、いままでも国際競争力で――通産省はかつて特振法というのを出した。企業が、自動車がかつて特振法というのを出した。石油化学が幾つかに統一する、そして寡占状態になつて對抗しないと外国と對抗できない、こういう構想であつたわけですね。しかし、その法案がつぶれて今日に至つてみますと、石油化学にしましても自動車にしても、国際競争力は十分あり過ぎるという状態であつた。ですから、国際競争力をつけるという観点から特殊な保護を加えることは、私は結局は過保護になるのではないかという感じがします。

これは、いずれまた時をあらためてじっくりと議論をいたしたいと思ひますから、私の意見だけ申し上げて、質問を終わります。

○浦野委員長 午後二時三十分から委員会を再開することにし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時四十六分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、総合研究開発機構法案を議題といたします。

総合研究開発機構法案

総合研究開発機構法案

目的

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 設立(第十條―第十四條)

第三章 管理(第十五條―第二十二條)

第四章 業務(第二十三條―第二十五條)

第五章 財務及び會計(第二十六條―第三十三條)

第六條

第七章 監督(第三十四條・第三十五條)

第八章 罰則(第三十六條―第三十九條)

附則(第四十條―第四十二條)

第一章 總則

(目的)

第一條 総合研究開発機構は、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、自主的な立場から、総合的な研究開発(経済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を結集して行なわれる基礎的、応用的及び開発的な調査研究をいう。以下同じ。)の実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行ない、もつて国民の福祉の増進に資することを目的とする。

(法人格)

第二條 総合研究開発機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(数)

第三條 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四條 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外

の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第五條 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六條 政府以外の出資者(第三十六條第二項並びに第三十七條第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができない。

2 出資者の持分の移転は、譲受け者について第三十六條第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第七條 機構は、その名称中に総合研究開発機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に総合研究開発機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第八條 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十條 機構を設立するためには、総合的な研究開発に関して識見を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(設立の認可)

第十一條 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二條 内閣総理大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行なわれ、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与することが確実であると認められること。

(事務の引継ぎ)

第十三條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の会長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資者の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

(設立の登記)

第十四條 機構の会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付があつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十五條 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員を選任方法その他の役員に関する事項

六 研究評議会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

十一 設立当初の役員

2 機構の定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第十六條 機構に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内、監事二人以内を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

3 役員を選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員の職務及び権限)

第十七條 会長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監事の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員・職員・職員)

第十八条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。(代表権の制限)

第十九条 機構と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(研究評議会)

第二十条 機構は、毎事業年度の事業計画その他機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、研究評議会を置く。

2 研究評議会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、総合的な研究開発に関して意見を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(職員の任命)

第二十一条 機構の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

第二十三条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 総合的な研究開発の実施及び助成

二 総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供

三 総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成

四 総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の提供

五 総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流

六 前各号の業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十四条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(国との関係)

第二十五条 国は、機構の事業に關しその自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

第五章 財務及び会計

第二十六条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十七条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十八条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第二十九条 機構は、第二十七条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十一条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(財産の処分等の制限)

第三十二条 機構は、総理府令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(総理府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(報告及び検査)

第三十四条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第三十五条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、機構の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく内閣総理大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反するときは、機構に對して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命令することができる。

2 内閣総理大臣は、機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第三十六条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資金の額若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の評価額又は出資者の持分の譲受け

類(以下「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第三十七條 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(内閣総理大臣の権限の委任)

第三十八條 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することができる。

(協議)

第三十九條 内閣総理大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第二項、第二十三條第二項、第二十四條第一項、第二十七條、第三十一條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二條の認可をしようとするとき。

二 第二十八條第一項の承認をしようとするとき。

三 第三十二條及び第三十三條の総理府令を定めようとするとき。

2 内閣総理大臣は、次の場合には、関係行政機関の長(大蔵大臣を除く。)に協議しなければならない。

一 第二十三條第二項又は第二十四條第一項の認可をしようとするとき。

二 第二十七條の認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十條 第三十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は

職員は、五万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第四十二條 第七條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に総合研究開発機構という文字を用いている者については、第七條第二項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第三條 機構の最初の事業年度は、第二十六條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その日の属する年の翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「農業機械化研究所」の下に、「総合研究開発機構」を加える。

(所得税法の一部改正)

第五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

総合研究開発機構(昭和四十八年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中専売共済組合の項の次に次のように加える。

総合研究開発機構(昭和四十八年法律第 号)

(経済企画庁設置法の一部改正)

第七條 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第十八号中「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第 号)」を加える。

第八條に次の一号を加える。

五 総合研究開発機構に関すること。

理由

経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与する総合的な研究開発の推進の必要性にかんがみ、総合的な研究開発の実施及び助成等を行なうことを目的とする総合研究開発機構の設立等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○浦野委員長 この際、提案理由の説明を聴取いたします。小坂経済企画庁長官。

○小坂国務大臣 ただいま議題となりました総合研究開発機構法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日の経済社会は、環境問題、都市問題をはじめ、複雑かつ、広範な諸問題に直面しております。戦後、国民のたゆまざる努力によって驚異的

な経済成長を遂げたわが国が、今後、一そうの発展をはかり、国民生活の向上を期するためには、わが国が直面するこれらの広範な諸問題を解明し、新たな方途を探究することが必要であります。わが国は、社会科学、自然科学等の個々の学問分野においては、世界的な水準にあると考えられますが、複雑かつ、広範な現代社会の諸問題を解明するため、これら諸科学における専門知識を結集して行なわれることが必要な総合的な研究開発については、まだその緒についたばかりであります。

近年、民間において、こうした大きな課題を総合的に解明するための新しい手法の研究を行なう組織が生まれてきております。また、政府といたしまして、かねてから、関係各省庁におけるこの種の調査研究等を強力に実施してきたところでありますが、多領域にわたる総合的な研究開発を効率的に実施するための体制の不備、研究開発のための資金や人材の養成不足、良好な研究環境に恵まれないこと等総合的な研究開発体制は必ずしも十分であるとはいえません。

この法律案は、このような現状にかんがみ、現代社会の広範な諸問題を全国的な課題として取り上げ、民間研究機関の活用及び助成をはかりつつ、自主的な立場から、総合的な研究開発を推進する機関として、総合研究開発機構を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨について、御説明申し上げます。

まず第一に、総合研究開発機構の設立につきましては、総合的な研究開発について意見を有する者が発起人となつて、内閣総理大臣に設立の認可申請を行なうものとし、内閣総理大臣は、その申請の内容が一定の要件に適合すると認めるときは、一を限り、設立を認可することとなっております。

第二に、総合研究開発機構の資本金は、官民の出資によって構成されることとなつており、政府は、昭和四十八年度予算案におきまして三十億円

の出資を計上しております。

第三に、総合研究開発機構の役員について規定し、その選任には内閣総理大臣の認可を要することとしたしております。また事業計画等機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、研究評議会を置くこととしております。

第四に、総合研究開発機構の行なう業務は、次のとおりであります。その一は、総合的な研究開発を実施し、助成することであり、その二は、総合的な研究開発に関する情報を収集整理し、各方面の利用に供することであり、その三は、総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成を行なうことであり、その四は、研究施設その他の施設を研究者の利用に供することであり、さらに、他の研究機関との提携、交流等の業務を行なうこととしております。

その他、総合研究開発機構の財務及び会計に関する規定、機構に対する監督に関する規定等を定めるとともに、関係法律に所要の改正を行なうこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○浦野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○浦野委員長 内閣提出、機械信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。野間友一君。

○野間委員 先ほどの御質問にもあったわけですが、本件改正法案、この中には、この法の目的として中小企業の設備の近代化ということがうたわれておることはもちろんでありますけれども、この点について一言お伺いしたいのは、いま

までのリース契約そのものは、中小企業の中ではあまり進んでいないんじゃないか。通産省あたりに聞きますと、中小企業がそういう申し込みをしたうちの四〇％が断られておった、こういうことも聞いておるわけであり、これも、これを改正することによって、つまり、リース契約そのものをこれに入れることによって中小企業の、私から言わせれば一〇〇％保証、こういうことはあるのかないのか、通産省として、どのようにその点についての見込みを持っておるか。この点をまずお聞きしたいと思うのです。

○山形(榮)政府委員 現在リース会社が中小企業を対象にいたしまして申し込みを受け、リースを行なっているその比率につきましては、いま先生のお話のとおり、申し込みのうちの約四割はこれを断られておるわけでございます。

その理由といえますのは、ユーザ側の資産内容、営業内容等を見まして、非常に危険度の高いものはリース会社としてはこれを断っておるわけでございます。本法の改正の趣旨、リース関係を保険の対象にしますのも全くそこにあるわけでございます。私のほうの見通しでは、断られておるものの半分強は当然にこの制度のおかげで契約の対象になれるのではないかと、こう思います。

しかし、若干付言いたしますと、この保険制度だけで全部そういう中小企業の危険のカバーというものをやるといふのは制度上もなかなか無理でございます。まして、われわれといたしましては、たとえて言いますれば、百歩歩む五十歩をこれで確保いたしたい、こう思っておる次第でございます。

○野間委員 これはやはり中小企業あたりが、私が聞いたところによりまして、要望と申しますか、これを利用したいというのをかなり強く望まれておるわけですね、この点について単にリース業者だけにまかせずに、通産省が積極的に行政指導なりあるいは何らかの措置をとって、そして中小企業がほんとうに一〇〇％利用できるように具体的な施策をとる必要があるんじゃないかというふうに思うのですけれども、この点につ

いてどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○山形(榮)政府委員 この点につきましては、リース会社そのものがやはり営利事業でございます。この辺どうしても私は限界があるかと思っておりますが、われわれといたしましては、まずこの制度の効果のPR、それから、この契約をわれわれと結びますときに、中小企業にこれが実質的に運営されますように、個別にこれは個別の契約をリース会社と結ぶわけでございますので、契約締結及びその前段階を使いまして、できる限り中小企業にこれが均てんできますように積極的な指導をはかってまいりたい、こう思っておる次第でございます。

○野間委員 その点特に私のほうからお願いを申し上げたいと思います。

次に、質問を進めてみたいと思うのですけれども、リース契約について、契約そのものについて関係法規がないですね。たとえば、割賦販売法によりましていわゆる買手の保護ですね。こういうことで幾つかいろいろな保護の規定があるわけですが、このリース契約についても、中小企業がこれからユーザとして特に強く要求しておるといふような観点で、リース契約そのものについてユーザの立場を保護する関係法規、こういうものを整備する必要があるんじゃないかと思うのですけれども、その点についてまずお伺いしたいと思っております。

○山形(榮)政府委員 リース事業といえますのは、先ほども述べましたように、今後非常に成長の度合いが高い一つの取引形態に相なるのではないかと私は思います。したがって、リース業全体のあり方については、われわれといたしまして今後慎重に検討いたしたい。午前中の答弁のときにも申し上げましたように、必要に応じて産業構造審議会の場合に使ってまいりたい、こう思っておりますけれども、具体的にこの保険制度に関連いたしましては、われわれのほうの保険約款をつくりまして、それから各リース会社が個別

にわれわれと契約を結ぶわけでございますけれども、その契約を結ぶにあたりまして所要書類を審査し、実質的に指導の方向をきめまして、中小企業に悪影響のないように約款の運営と契約のチェックということで万全を期したいと思っております。次第でございます。

○野間委員 そういう行政サイドでチェックされるということはそれとして、私がお聞きしたいのは、この基本契約と申しますか、いま申し上げたように、リース契約そのものをユーザの保護という立場から立法化する、そういう方針を持っておられるのかどうか、この点についてお聞きしたいわけですが。

○山形(榮)政府委員 これはただいまも答え申し上げましたように、ユーザ側の立場からリースのあり方を考えまして、たとえばリース業法というものが一つ考えられるんじゃないかと思っておりますけれども、これにつきましてはリース業者の実態、これの伸展の度合い、これに関連するユーザのあり方、これに関連する金融の問題その他いろいろの問題があらうかと思っております。今後の重要な課題であらうかと思っております。先ほど来申し上げておりますように、必要に応じて通産省内部の新規機構も活用いたしまして、そういう方向で今後検討することに相なるか、こう思う次第でございます。

○野間委員 それでは次にお聞きするのは、改正法案の二条三項二号に「対価を政令で定める回数以上分割して受領することを条件とするものであることその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に適合するものであること」というのがございます。私おそろくそういう質問はあつたかと思うのですけれども、「対価に関する契約の内容が政令で定める要件に適合するものである」ということ、政令として具体的にどういうものを考えておられるのか、説明していただきたいと思うのです。

○山形(榮)政府委員 本法に基づきますリースの運営といたしまして、まずリース期間をどういう

ふうにきめるかということ、これは三年以上であつて政令で定める期間ということになっております。くどいようでございますが、これは現時点では私のほうは三年できめるつもりでございますけれども、今後リースの期間が全般的に延長をする可能性が、諸外国の事情等も見るとございまして、三年以上でそのつど適正にきめていきたい。

いま先生の御質問の回数でございますけれども、これは現在大部分がそれぞれ各月ごとに支払いを立てておるわけでございまして、たまには四半期別に立てるものもあるわけでございします。したがって、もしリース期間が三年でございすれば、四半期別をベースにいたしまして十二回以上というふうに政令で定めたいと思つております。これは将来リース期間そのものが四年になりますれば十六回以上というふうにきめることに相なるかと思つてございします。

○野間委員 私が聞きしたのとは回数だけではないに、「その他対価に関する契約の内容が政令で定める要件」ということになっておりますので、「その他対価に関する契約の内容」、これについて政令でどのようにつくられるのか、この点についての問いなんです。

○宮野説明員 御説明申し上げます。

確かに御指摘のとおりでございます。後段のお尋ねでございますが、私も実態として考えておりますのは、現在のリースの実情におきましては月払いが原則でございまして、五年間のリースならば五年間毎月リース料を取っていくわけでございします。ところが観念的には、たとえば五年のリース期間でありながら、初めの半年にリース料を全部もらつてしまふ、一年で全部もらつてしまふというものも考え得るわけでございします。かりに将来そういうものが出てまいりましたときには、これはおそらくユーザ保護の観点から見ても好ましくもないし、また信用リスクがそもそもない、あるいは非常に薄いということになるわけでございまして、そういうものを排除する。趣旨と

いたしましては、局長が答え申し上げました十回の分割が、リース期間三年ならば三年にわたつて分割される実態を確保するという趣旨でございします。

○野間委員 そうしますと、リース料の支払いですが、これに関して政令で定める、こういうことになるわけですね。

そのほかに私が聞きしたいのは、先ほどの局長の答弁にもありましたけれども、具体的な契約内容に關しての一定の基準ですね。あとからまた申し上げましても、リース料以外に、あるいはリース料の中でも、具体的に料金をどうきめるのかということも一つの問題ではありますし、またその他契約の解除等々についてもいろいろ問題になりますので、この点についての基準をこの政令で設けるということではないわけですか。

○宮野説明員 お尋ねの価格面につきましては、この規定で設けることは考えておりません。むしろ価格面のチェックは、この法律の第三条の二の第三項で二つの規定がございまして、第一には、この規定と申しますのは、次の場合には政府は包括保険契約を結んではならないという規定でございまして、その第一が、当該リース事業者がリース契約の履行能力がない場合、第二には、そのリース事業者と契約を結んでも中小企業の設備の近代化あるいは機械工業の振興に資すると認められない場合、この二つは契約を結んではならないということになっておりまして、実際に包括保険契約の申し出がございました場合には、そのリース事業者の中小企業に対するリース条件等を十分審査いたしまして、この規定に適合するかどうかを選別するつもりでございします。

○野間委員 一つの基準ですね、そういうものは何かの形でつくられるわけですか。

○宮野説明員 お尋ねの基準は、先ほどお答え申し上げました三条の二の三項についての基準であるかと思いますが、過去同様の規定が割賦等についてございまして、私も内規的なものといいたしましては、基準をつくりまして運営をいたして

おりますが、一般的に画一的なものとして公表するようなところまではいっておりません。実際上審査をいたしてまいりますと、かなりケース・バイ・ケースに考えなければいけない問題がございまして、また、そのときどきの経済実態によつて判断のしかたを変えていく必要もございします。将来ともおそらく同様のことになるのではないかと思つております。

○野間委員 そうすると、内規という形で何らかの基準を設けられるということはわかつたのですが、しかしあくまで内規は内規でありまして、これはリース業者あるいはユーザに対しては対外的には明示をされないということになります。いまでもリース業者は銀行とかあるいは商社と結びついて、大手資本と結びついた大きな業者が主なんです。そうすると、自分の利益になるように、そしてユーザを泣かす、そういう方向でこれから契約が結ばれることがかなり出てくるんじゃないかというふうには私は憂慮するわけです。と申しますのは、ここに某リース会社のリース契約書というものを私は持つておりますけれども、この約款によりまして、業者に利益、逆にユーザに不利益な規定がずいぶんあるわけですね。私思ひますに、このリース契約の基本は、おそらく民法の賃貸借契約ということになるのじゃないかと思ひますけれども、たとえば例をあげますと、物件の整備、保守、修理などその保全費用は、どんな場合でもすべてユーザが負担する。つまりこれは民法の原則、賃貸人の修繕義務、これは全く逆になっておるわけなんです。あるいはこれについても、いま申し上げたようなことについて、その明細を業者に書面で知らせなければならぬというふうな規定もあるわけなんです。

さらに私、これはべつ見したわけなんですけれども、終了後返還する、この点について、法律的にいいますと持参債務というわけですが、これを業者のところにユーザが返還しにいか

ければならぬ、こういう規定です。

さらに、契約の解除。これはおそらく料金の不払い、履行遅滞に基づく契約の解除が通常多く出てくると思うのですけれども、それに関する条項では、催告なしで契約の解除ができる。つまり無催告の契約解除、こういうものが約款にあるわけなんです。しかも、この解除の理由について、解除原因ですが、たとえばこういうものがある。

「経営が相当悪化し、またはそのおそれがある」と定められる相当の理由があるとき。」つまりこれは業者の判断で経営が悪化してある、あるいは悪化のおそれがある、このように判断しただけで催告もせずに契約解除ができる。しかも、解除されたら、先ほど指摘申し上げたように、ユーザが持参債務の履行をしなければならぬ。これはたいへんなことだと正直に申し上げて思うのです。この催告なしの解除についても、やはり民法の原則では催告をして、こういうふうになりますし、また割賦販売法によつても、これは書面によつて、たしか二十日間の期間を設けて催告する。これは当然だと思ふのですけれども、こういうふうにいままでの約款を見ますと非常に問題のある点が多い。

さらに、連帯保証人、これは人的担保です。これについても記載があるわけですね。

さらに公正証書、これを作成する義務。べつ見ただけでも幾つかこういう問題が現に行なわれておる。約款の中にあるということ、おそらくこの保険でこれが補完されるようになって、このような業者の一方的な利益の保護という点で、約款そのものはこういうような形が残されるのじゃないか。こういうふうには私は懸念いたします。

こうなりますと、ユーザにとつてみればたいへんなことなんです。だから、これら指摘申し上げた点も含めて、政令が何かで一定の基準をつくらなければ、基本的には、これらに関する基本法を、たとえば割賦販売法のごときものをつくる必要があると思ひますけれども、当面審議会の中で

審議されて、十分練られるとすれば、政令という形でもけっこうですから、その基準を明らかにする必要があるのじゃないか、こういうふうに思うのですけれども、その点についてお答え願いたいと思います。

○宮野説明員 たいだいま詳細に御指摘ございまして、現在行なわれておりますリース契約の中身につきましては、中小企業者のためという見地から見まして遺憾な点があると私も考えております。この点につきましては、今後保険契約者となるリース業者に対しては十分その改善を行なわせていくというのが私の基本方針でございます。ただし、たいだいま御指摘のございました幾つかの具体的な内容につきまして、若干御説明をさせていただきますと思います。

第一点の修理の問題でございます。確かに今日のおが国のリース契約はファイナンスリースといわれている種類のものが大部分でございます。ファイナンスリースといわれるものはほとんどない状況でございます。先ほど御指摘のリース契約はファイナンスリースに関するリース契約であるかと思うわけですが、ファイナンスリースの場合には、リース会社がその機械の点検、保守、修理等についての専門的能力を必ずしも持っていないのが前提でございます。わが国のファイナンスリースにおきましては、リース契約が結ばれる時点におきまして、その機械をつくらしたメーカーとリースのユーザーとの間に同時に保守契約を結ばせるという仕組みになっております。その場合の保守費用でございますが、これは機械を買った場合と同様でございます。機械によって違いますが、たとえば最初の二年間は無料、三年目からは一定の料率で保守料を払うというふうな仕組みになっております。その負担者はユーザーでございます。まあメーカーが保守の任に当たるのとリース会社が保守の任に当たるのとでは、いかには、おそらく十分な専門能力を持っているほうにやらせたほうがよいと考えられるのではないかと思います。問題は、その負担をリース会社で

なくしてユーザーがやっているという点にあるかと思ひます。サビリースの場合にはこれが逆になりまして、リース会社自身がサビリースを行なう。それで当然そのサビリースのコストはリース会社が負担するわけでございます。ただいまリース料の計算において、そのサビリースのコストが繰り込まれてくるという形になるわけでございます。したがって、結果といたしましてユーザーの総負担は、締めてみれば同じだというふうになっているのが実情でございます。

第二番目に、リース期間終了後にリース物件をメーカーの指定する場所へユーザーが運んでくる義務がある、しかもその費用負担はユーザーの負担であるというように契約上は現在なっているかと思ひますが、これは私もおかしい契約だと思っております。しかし、実態がどうなっているかと申しますと、現実にはリース会社がユーザーの手にリース物件の費用でそのものを取りにいていくのがほとんどすべての実情でございます。この点は契約との間に矛盾があるわけでございます。第三番目に、契約の解除でございますが、催告なしに解除ができる、確かにこの辺も一つの問題点であるかと考えております。

第四番目には、連帯保証人を過度にとつておるのではないかとという点でございますが、現在の連帯保証人はリース契約では必ずとるのが原則でございます。連帯保証人のうち九割はユーザー企業の社長さんになっております。社長さん一人が連帯保証人になっておられるという状況でございますが、しかし約一割くらい、社長さん以外の第二の連帯保証人をとられているケースがございます。これはリース会社の目から見て非常に信用機関が大きいユーザーであるというふうな場合に、親会社を連帯保証人にしてくれと言ふようなことがあるわけでございます。この辺も今後十分に検討すべき問題であるかと思っております。

改善に努力していきたいということでございす。それを政令で指定するかの点でございますが、できれば政令で画一的な基準というものが設定できれば、一番事態はつきりいたしたものでよいのでございす。ただいま画一的な基準をつくってしまひますと、かえってぐあいが悪い点も出てくるかと思ひます。もつとそれ以上の指導をするという場合にも、その基準に合致していればというふうなこともあるいはあるかもしれません。なほ今後、基準を画一的なものとして明確にするのが実質的であるか、それとも実態に依りて改善に努力していくのがより実質的であるか、十分に御趣旨を体しまして検討させていただきます。と思ひます。

○野間委員 画一的に基準を設けるといふ、これは私が申し上げておるのは、ユーザーの利益の保護という観点から申し上げているので、これについてつくこと自体、これは非常にユーザーに利益になるわけですね。この点については、いま申し上げた割賦販売法だつて同じことが言えると思ひます。したがって、そういう観点から、ぜひやっばりつくるべきであるというふうに私は考えております。

それから、いまの答弁の中で修繕義務の問題について多少触れられたわけですが、要するに、リース料というものは、そのものの使用の対価なんです。業者とすれば、いつでも債務の本旨に従つてそのものの使用収益ができる、そういう状態に置かなければならぬ義務が当然あるわけでございます。したがって、これがユーザーの過失とか故意でなくて修理をしなければならぬ状態に置かれた場合は、当然貸主、つまり業者が修理するのは当然なんです。だから、そういう意味からしても、私は、こういう義務者を転換させるというふうなことは許されな、これはあまりにも業者を肩を持つものであることは当然だと思ひます。したがって、この点についても、私はやはり問題があると思ひます。こういうふうに考えてみますと、具体的に二、三例を出した

けですけれども、これからもユーザーに不利なこういう約款、しかも、これは業者が勝手に不効文字でこういう約款、契約書をたくさんつくるわけですから、必ずたくさん出てくると思うのです。そういう意味からしても、内規を設けるにしても、あるいは政令を設けるにしても、いずれにしても、具体的にこういう点について明確な基準を設けるべきだと思ひます。そういう意味で、いま具体的にどの点を基準として考えておられるのか。ありましたら、ひとつお答え願いたいと思ひますけれども……。

○山形(衆)政府委員 いまお話の諸点につきまして、現時点におきましてここに内規の案があるわけではございません。しかし、このリース関係は、大体午前中の御答弁でも申し上げましたように、三十数社程度がいま考えられておられて、さしたあたりのところは非常に数が少ないわけでございます。

それからもう一つは、これは何ぶんにも今回初めての発足のことでございまして、われわれといひましたのは、いま先生の御指摘の点等も、午前中も申し上げたわけでございますけれども、一カ月半くらいかかりまして個別に審査をいたしました。その過程を経て、基本はユーザーの利益の侵害をいかに防ぐかということに最大の重点を置きまして、具体的にむしろこの約款なり契約書の内容なりを検討いたしたい。将来そういうものの積み上がり等を見まして、リース業界全体のあり方も含めて、割賦販売法等の立法の必要性もあろうかと考えておる次第でございます。

○野間委員 ちょっとそれではおそいように私は思ひます。むしろいままでの実態が、いま申し上げたようにユーザーに不利な条項、約束、これが非常に多いわけなんです。そういうものを踏まえた上で、これは信用補完するわけですから、国が金を出すわけですから、しかも、中小企業の近代化というのが法の目的、柱になっておりますから、そういう点からしても、こういう法律をつく

いう観点での基準がまだなされていないということについては、これは手落ちじゃないか、こういうふうな思ふのです。したがって、この点については、いま幾つか御指摘申し上げたのですけれども、こういう点を考慮した上で、決してユーザ、とりわけ中小業者が不利にならないように、特段に、早急に、こういう点についての配慮、指導あるいは基準設定ということを私は強く要望したいというように思っています。

それから、アフターサービスの問題ですけれども、これはいろいろ聞いてみますと、アメリカなどでは、このアフターサービスのいかんによって企業の伸長度合いがきまるといふふうにいわれておりますけれども、ただ、私が日本の実態を調べた段階では、ほとんどそういうものはなされていない。だから、貸せばもう貸しっぱなしというものが実態ではないかというふうに、私の少ない調査でもわかったわけですが、この点については、通産省ではどういう具体的な指導なり措置をするのか、お答えを願いたいと思うのです。

○山形(栄)政府委員 これは機械を使用させるわけでございますので、このアフターサービスは非常に重要な問題だと思ひます。御指摘のとおり、アメリカでは非常にこれが進んでおりまして、むしろいま一つのきめ手になるぐらいに進歩いたしておるわけでございます。日本といたしましては、現時点では非常に手薄であることは認めざるを得ないと思ひます。われわれといたしましては、この点がこれからのリース業の適正なる、健全なる発展の基盤であるという考えを持っておりまして、今回リース保険を発足するにあたりまして、個別に各リース業界の指導に入りたい。個々のリース会社におきまして機械メーカーとの連携の強化、それからアフターサービス、修繕業務等の要員の確保、この辺はこれからのリース事業の発展の中で当然に吸収されるべき性質のものだと思ひますので、個別の、たまたま個々のリースとわれわれが相対で契約を結ぶわけでございますので、その辺の指導に万全を期したい。しかしなが

ら、この保険制度だけでは十全と思へませんので、全般的にリース業の発展につきましても制度リースの活用、拡充等も今後とはかかってまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○野間委員 特に私がその点について要請する理由は、リース事業者、これは通産省でもらった表がありましかつても、この大部分がどうか、ほとんどが独占資本メーカー、それから大商社あるいは銀行、こういうところと結びついたものなんですね。したがって、こういう業者は、とにかくユーザに比べますと非常に売り手市場とでも申しますか、非常に強い立場にあるわけなんです。したがって、契約すればあとはもうとにかく対価さえ取ればいい、そういう態度に終始しておるというものが実態だと思ひます。したがって、この点について、単にその業者のモラルとか、そういうものだけにこの改善を求めることはできない。これは何度か申し上げておるうちに、中小企業の近代化というのが法の目的ですから、この点について、強い通産省の行政指導が望まれるというところか、やはり理由になると思ひます。その点について、私は、やはりユーザを泣かせないように、ぜひ強力な指導をお願いしたいということとを申し上げておきます。

それから、次の質問ですが、そのリースの料金ですね。この料金が通常どようにきめられておるのか。このリース料金について、通産省としては一定の基準なり規制、こういうものを考へておられるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○山形(栄)政府委員 リース料の構成要素を申し上げますと、まず第一に機械類の価格でございます。それ以外に、これはリース業者が所有権を持つておるわけでございますので、金利関係それから固定資産税、動産総合保険料それから手数料といふものが一般管理費、大体その五つから形成されることに相なるかと思ひます。

リース期間が五年ということをお前提にして、標

準的なリース料をわれわれのほうで計算いたしました。機械代金を一〇〇とした場合、大体においてこれは一四〇程度に相なるかと思ひます。これは四割でございますので、一見非常に高いのじゃないかという感じがいたしますが、金利及び固定資産税、火災、盗難等の保険料、適正な手数料等の計算は、われわれのほうとしてはこの四割に該当するといふ感じでございます。割賦と比べまして比率としては高いわけでございますが、割賦は御存じのとおり、大体二年以内ぐらゐで行なわれておりますのが現状でございますので、二年とそれより長期の五年との金利問題、保険料、固定資産税等々、当然その間の差がございますので、これは非常に乱暴なことではございませうが、もし同一の期間といふことで、われわれのほうで試算いたしましたものと、ほぼ同額の金額になるわけでございます。

なお、これに関連いたしましたして、リース料がこういう妥当な線におさまつておる限りにおいては、私は問題ないと思ひます。ございませうけれども、もし万が一これを非常に高いかつこうで設定するよう業者がございませうれば、これは著しく高い場合には競争条件でおそらく負けると思ひますけれども、相手が中小企業でございませうので、それを不当に押しつけられる可能性もないわけではございませう。われわれといたしましては、その契約書の内容とか、不当に高くされた中小企業の声を反映いたしまして、もしそういうことが万一ございませうたら、そのリース業者との契約は解除いたす方針で臨みたいということを考へておる次第でございます。

○野間委員 何かもの本によりまして、大体どのような算定方法をなされておるかということについて書いてあるのですけれども、それによりまして、物件の購入原価、これから見積り残存価額を引いて、それにプラス金利プラス手数料プラス保険料、税金プラス利益、こういうふうになつておるようですね。これはリース業者によつて、多少の変動はあるのかと思ひますけれども、

やはり通産省としては、適正な料金をつくることによつてユーザを保護するといふ観点からすれば、一定の料金の算出方法をきめたほうが望ましいのではないかとと思ひます。ございませうけれども、この点について何かお考えがございませうか。

○山形(栄)政府委員 ただいま申し上げました一四〇〇程度といふのは、機械の価格を一〇〇にいたしました場合に、金利が商業金利の標準もので五年間計算いたしております。それから固定資産税、動産総合保険料等も世間の全体的な標準的なものでやつておるわけでございます。手数料と適正利潤につきましては一〇〇といふふうにおれわれは考へております。これは、われわれとしては、本制度の発足の準備指導においてリース会社に対してすでに標準としてこれを提示しております。もしこの法案が成立を見た暁におきましては、契約の前段階にもう一回これを確認いたしまして、その線で実質的にこの線と背馳のないように各リース業者を指導してまいらる考へでございます。

○野間委員 次にお聞きしたいのは、ローンあるいは割賦それからリース、これは午前中にも出ておりましたけれども、メリットあるいはデメリットいろいろございませうが、これらについて、ほんとうにユーザの立場から具体的に個々のケースにどの方法をとれば一番利益になるかという点について、積極的にこれを周知徹底させることが望ましいというふうな考へられます。特にこういう新しい制度になりますと、なかなかユーザとして、とりわけ中小業者の場合には十分な知識を持つておるわけではありませうので、したがつて、通り一べんの指導でなくて、具体的に中小業者に周知させるような方法でPRするようなことが望ましいと思ひます。何かその点について具体的に考へられておることがあれば、それをひとつ答弁願ひたいと思ひます。

○山形(栄)政府委員 割賦、ローンそれからリースのそれぞれのメリット、デメリットにつきましては、詳細を省きますけれども、確かに先生の

おつしやいますように、それはそれぞれメリット、デメリットを持っておるわけでございます。

いかなる状態でこれをそれぞれ使うかというものは、中小企業の選択の問題でございます。われわれとしては、一番大事なことは、中小企業の諸団体を通じて周知徹底するのが一番いいのじゃないか。それから役所側といたしましては、中小企業庁の広報活動が相当行き届いておりますので、商工会議所等とも連携をとりながら、中小企業庁の広報活動、それから中小企業団体の中における周知徹底、この二つを大きな柱として、その全体の制度の利害得失について徹底をはかりたいと考えておる次第でございます。

○野間委員 最後に繰り返してお聞きするわけですが、リース契約の一つの基準の問題なんです。内規をつくって指導したい、こういうお話があったわけですが、この法案が成立しますと、すぐ動くわけなんです。だから、内規をつくる時期をもう少しおくらすわけにいかない。成立と同時にこれが運用できるようにやらなければならぬと思ひますけれども、いつごろつくられるものなのか。つくられた場合には、それを資料としていただきたい。この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○山形(榮)政府委員 本法は、成立いたしましたも即日施行することを考えておりません。それと申しますのは、いまの先生のお話にも関係するわけでございますけれども、そういう具体的な基準の作成もありましようし、それから個々のリース会社との非常に詳細なる検討が必要だと考えます。

それから、いまお話が出ましたように、中小企業者に対する周知徹底の問題もあらうと思ひますので、われわれのほうの感じでは、三カ月程度施行をすませまして、その間にそういう準備行為を行ないまして、それで円満にこの制度の施行ができるような形をとりたいと思ひます。したがひまして、その間に、いま先生御指摘のようなこともおそろく何らかのかっこうでできると思ひますの

で、また私、その節は御連絡申し上げたいと思ひます。

○野間委員 最後に、とにかくお聞き上げようりますように、何といひしても中小企業の利益をそこなわないように、これはリース業者でなく中小企業者を育成保護するという観点から、いささかの不利益な扱いもないような方法をぜひとっていただきたいということを強く要望いたします。終わりたいと思ひます。

○浦野委員 松尾信人君。

○松尾委員 この機械類信用保険、また今回創設しようとするリースの点につきまして、二、三質問をいたしてまいります。

この保険制度の運用につきましては、第六十三回国会でこの法律の一部改正案が審議されたときに、てん補率だとか保険料率、貸し付け利率その他制度全般に関して早急に検討を加えること、このような附帯決議がなされております。今回、このリース契約をこの制度の対象に加えるという点にあたりまして、これらの附帯決議の点についてどのように検討されたかということをお聞きしたいと思ひます。

○山形(榮)政府委員 第六十三回国会の附帯決議におきまして、てん補率、保険料率等につきまして附帯決議がなされましたことは先生御指摘のとおりでございます。

今回、リースを対象にいたしますにあたりまして、てん補率といたしましては、法第四条及び第五条におきまして二分の一をてん補するということにきめた次第でございます。

それから保険料率につきましては、法第六条におきまして、この保険事業の収支が相償う水準に定めるべきであるとされておりますので、これに反する運用は非常に困難でございます。

ただ、保険料率につきましては、不況期におきまして保険事故が多発した場合におきましても、直ちに保険料率を引き上げることはいはしませんで、長期的に見て本特別会計の収支が相償う水準が維持されればよいという基本的な考えでやっております。

おる次第でございます。なお、今回の改正にあたりまして、関係条文の改正を行なうかいな種々検討いたしましたわけでございますけれども、保険料率を著しく引き下げるというような場合には、一般会計からこの特別会計に赤字補給金が必要ということになるわけでございます。予算編成上なかなか大きな問題もあらうかと考えます。また、長期的に見ますと、この特別会計は過去十一年間非常にうまく収支とんとんになっておりますので、その点から見ましても、保険料率はほぼ妥当ではないかとわれわれは考えておる次第でございます。

種々の事情はございましたけれども、今回の改正で特別の措置はしておりませんけれども、考え方といたしましては附帯決議の線に沿っておるのではないかと考える次第でございます。

○松尾委員 時間がありませんから、要領よく答弁してください。

この料率でありますけれども、これは収入で支出をまかなう、そういう観点から料率をきめていく、このようになっているわけですね。ですから、現行料率というものがあつたわけでありまして、今回も保険の料率、リースの料率、これはあくまでもこのような基本の方針でありましようけれども、この収支をとんとんにしていこうというので、料率のきめ方について品目がたくさんありますし、一品一品違うのでありましようけれども、何か特に配慮された点はありませんか。

○山形(榮)政府委員 リース保険につきましまして、今回制度の発足でございますので、一応統一を進めたいと思つておりますが、当時特別会計全体といたしましては、第一種機械類につきましまして、その後の事故率の発生度等が機械ごとと違つてきておりまして、その辺も含めて今後若干手直しが必要になるかと思つておりますけれども、おのおの機械ごとの事故発生率の違いとか、そういうことが、そういうことを考えますときの前提であらうかと思ひます。

○松尾委員 この収支とんとんという原則

でありますけれども、過去の業務の収支を見てみますと、三十八年、三十九年、四十年、四十一年、四十六年、四十七年度も、この年度では払い超になつておるようですね。これはどういふ理由によつて収支が払い超になつておるか、この点はいかがですか。

○山形(榮)政府委員 この保険制度と申しますのは非常に景気変動に敏感でございます。不況期には特に中小企業の倒産、不渡り等から保険事故が発生するわけでございます。最近時の四十六、七年度につきましては、御指摘のとおり、四十六年の八月にドル・ショックが行なわれまして、それ以来経済界は沈滞に入つておつたわけでございます。その辺の関係も含めて事故の発生率が高かつたということがいま先生の御指摘のようなことだと思ひます。

○松尾委員 この保険料収入の過去の実績をながめてみますと、三十九年度に二億一千九百万、これが最高の収入ですね。それ以降は減少しておる。付保件数は横ばい、若干ふえる、保険金額も大体横ばい、そして保険料は減少しておる、このようなことが添付の資料でわかるわけでありましようけれども、これはどういふわけでしょうか。

○山形(榮)政府委員 保険料収入につきましては、最近横ばい傾向でございます。これは御指摘のとおりでございます。昭和三十三年が収入のピークであつたわけでございますけれども、この理由は二つぐらいあらうかと思ひます。

その一つは、昭和四十年以降装軌式トラクター、いわゆるブルドーザーがいわゆる自己保険に切りかえまして、この付保がここから非常に大きく脱落したわけでございます。この件数で非常に大きく減つてきたわけでございます。それから、しかももう一つの要因は、このブルドーザーというのは事故率がわりあい高かつたものでございまして、一般の保険料の三倍の一番高額の保険料を取つておつたわけでございますが、その一番高いところが落ちていったものでございまして、その辺で付保率の減少を上回る保

○松尾委員 リースのほうへ戻りますけれども、これは一律に〇・五％。この〇・五％という積算の根拠、また、あらゆる機械があるのに、通じて〇・五％のみを保険料率としているこの理由は、どういふところにありましようか。

○山形(栄)政府委員 リース保険につきましては、現行の制賦ローンの保険料率の場合と同様に、結局は事故率の分析、調査を前提にいたしまして、収支相償うように水準をきめるのが筋でございます。リースにつきましては、いづれにしても今回最初の発足でございます。われわれとしましては、過去の事故率等の実績を機械別に検討いたしましたわけですが、その結果、現時点におきましては、機種間で事故率等に著しい差がないということが判明いたしましたわけでございます。これは今後事業を実施いたしまして数年経ますれば、またここにいろいろな変化が出るかとも思いますが、現時点におきましては事故率等に差異が明確にございませんで、むしろ機種間の公平ということをはかるべきであるということ、発足時におきましては一律で発足いたしました、こう考えておるわけでございます。

○松尾委員 これはリース業界の全般的な話でありますけれども、このリース業界の契約高、これは四十七年度に三千二百億円、このようなリース業界の実績があるわけでありまして、このような実績というものが今回のリース保険のほうへどのように移ってくるであろうか、これをどういふふうに考えて見えておりますか。リース業界全体の業績、それを今回はリース保険でどのくらいこれがこの保険のほうへ入ってくるか、こういう見込みであります。

○山形(栄)政府委員 リースはこれから非常に私は伸びる形態だと思っておりますが、いまの先生の形態、全体のリースのうちどのくらいがここにかかってくるかということでございますが、まず大まかにいまして対象十五業種というのは機械関係のリース全体の半分だと思つていた

だかと思つております。そのうち、これは機種としての比率が半分でございます。そのまた五割ぐらゐの付保になるのではないかと。したがいまして、全体の約四分の一弱ぐらゐが一応付保対象にあがってくるのではないかと推定いたしておるわけでございます。

○松尾委員 四分の一ということになりますと、三千二百億の四分の一、今回あなたのほうで大体三百とか三百何十億、こうおっしゃつていますけれども、それはどういふことになりますか。

○宮野説明員 御説明申し上げます。三百二十億円はまず付保の金額でございます。引き受け金額でございます。それをリース料に換算いたしますとおおむね倍になるわけでございます。六百数十億でございます。

ところで、四十八年度の見込みにつきまして、七月から保険関係が始まるという前提でございます。九か月の期間でございます。したがいますので、ただいま申し上げました六百四十億をさらに一年に引き延ばして見ますと一千億弱の勘定になるわけでございます。先ほど先生御指摘のトータルで四千億弱の四分の一という数字に合致するわけでございます。

○松尾委員 いよいよこのリースの保険の申し込み、こういうことになるわけでありまして、これも、これは保険の申し込みというものがすなわち契約件数に一〇〇％なる、このように理解していいんですか。

○山形(栄)政府委員 基本的な考え方はそうでございますけれども、先ほど来お話が種々出ておりましたように、中小企業を著しく圧迫するとか、差別待遇するとか、そういうものは当然排除されるべきでございますので、そういうものはその分から落ちると御理解願いたいと思つております。

○松尾委員 そうしますと、この保険契約の窓口の問題でありますけれども、そのような査定をするとか排除する。それは窓口としてはいま通産省を考へておることだと思つております。これが、これは割賦等につきましては通産各局に窓口

を広げておる。そうしますと、これは一応はスタートは本省でいいでしょうけれども、これが普及してまいりますとやはり窓口を広げていく。それで、政府も中小企業に対するいろいろな配慮をそこでじっくりしていくということも必要かと思つたのでございます。

○山形(栄)政府委員 リース保険は保険契約者がさしたる二、三十社しか予定されておりました。これに対応する現行保険制度は、これは非常に数多くの割賦販売業者が、たしか五百ぐらゐあるかと思つておられる、さしたるリース関係は二、三十社でございますので、かつそのリース業者の本社といふか、それがほとんどが東京にございまして、また地方にありましても、東京にみんないくつか支店を持っておりますので、制度の発足にあたりましては東京で一括本省でこれを厳重に審査をいたしたいと思つております。

ただ、先生のお話のように、今後これが拡大、地方分散等のごときが当然考えられると思つたので、そのときには現行の割賦と同じように通産局の活用、権限の委譲ということも当然行なう方針でございます。

○松尾委員 このリース保険の対象品目でありまして、現在は機械、そういうものととどまっております。これは将来やはりいろいろな機械器具等に広がっていくんじゃないかと思つたのでありますけれども、医療関係、室内装飾、商店、そういうものを一切含めた、現在はそういうリースがありましかどうかということですね。そしてそういうものは必要と認められた場合には、この品種、品目、これを追加していく考へがあるか、この点でありますか、どうです。

○山形(栄)政府委員 さしたるリース保険につきましては十五業種を指定いたすわけでございますけれども、いま先生お話しのように、インテリヤとか商店とかいうものは、われわれのほうは一応機械の面に限定しておりますので、今後ともなかなかむずかしいんではないかと思つております。ただ、同じ機械及びシステム等に関係するものにつ

きましては、これからの時代の進展でいろいろなものが出てくると思つておりますので、それは当然に今後追加するといふかまえて臨みたいと思つております。

○松尾委員 そういふふうになった場合ですけれども、これは、現在のこの機械類信用保険法という制度だけではないか。やはりリースというものが大きく伸びる段階におきましては、リース保険というものを別個に独立させたほうがいいんじゃないか、こういう考へもわくわけでありましかるけれども、どうですか。

○山形(栄)政府委員 リースの重要性と、今後の発展といふことが伸展につきましては、先生のお話のとおりだと私、思つております。このリース業というものをどういふつかまへ方をするか、これは今後衆知を集めて検討すべきだと思つております。その一環といたしまして、リースは商店の店舗のリースその他いろいろのものがあつてと思つておりますが、その辺を全部含めて保険にかけるのかどうか、その辺がリース業全体の今後のあり方と関連すると思つたので、そういう方向で検討すべきだと思つております。

○松尾委員 ちょっと品種の選定に立ち戻りますけれども、中小企業の比率が六〇％とか七〇％とかいっておりますが、これはどちらであるかということ。

それから、現在、中小企業の比率があなたたちの考へておる比率基準よりも低い場合であります。たとえ中小企業の設備の近代化で非常に重要な段階であるといふような判定のできるものについて、現在はだめだ、こうなるわけですね。そういうものを今後は拾つていく、このような考へはありませんか。

○山形(栄)政府委員 まず機械の選定でございますけれども、われわれのほうでいま考へておりますのは、金額で六〇％以上中小企業向けにリースされておる機種ということで、中小企業重視でいきたいと思つております。いま十五業種全部を平均いたしますと、これが七割に相なるわけでございます

けれども、基準といたしましては六割以上のもので拾うということでございます。

二番目に御指摘の、比率がこれからどういふうになるか、近代化に役立つ場合の機種を拾うべきではないかというお話でございましたけれども、たとえば一つの機種の中でも、非常に大型のもので金額のかさばるようなものは大企業が主として使っており、金額のどちらかというと小さいようなものが中小企業に非常に使われるというものもあるかと思ひます。これを平均すると、中小企業比率が金額で小さいような場合でも、金額の最高限を限定することによりまして、その機種は中小企業機種であるということに拾う方法もあらうかと思ひますので、その辺も含めまして、機種選定におきまして、中小企業に十分な配慮を行ないたいと考えております。

○松尾委員 いまお話がちょっと出ましたけれども、大企業がもつぱら使うという、大企業専用と申しますか、そういうものも今回の品目の中にあるわけですか。そうならば、中小企業は使わない、大企業のみが使うというものはどのくらいあるのですか。

○山形(栄)政府委員 ちょっと誤解を生じまして恐縮でございました。いまの十五業種の中にはそういうものはございません。将来の問題といたしまして、非常に中小企業の近代化に役立つけれども、形式的に、中小企業比率が低いような場合に何か方法はなにかというところで、ちょっと先走りをして申し上げたわけでございます。現在の十五業種は中小比率の非常に高いものだけに限定しておりまして、大企業の比率の高いようなものは全然入っておりません。

○松尾委員 大企業だけのものはないのですか。

○山形(栄)政府委員 ございません。

○松尾委員 リース業全体のことでありますけれども、メーカーとリース業者との関係ですね。メーカーが子会社をつくってリースさせているとか、そのほかにリース専門の商社があるとか、い

ろいろ分かれるかと思うのでありますけれども、そういう関連で現在のリース業者というものをながめた場合に、メーカーとリース業者、それは親子の関係のものか、商社が独立してやっているものか、金融機関とのつながり等いろいろありましようが、全般的にそういうものの構成比率というのはどうなっていますか。

○山形(栄)政府委員 現在のリース業者の系列別の比率は、詳細な資料はここにございせんけれども、大勢観察いたしまして大部分のものが商社及び金融機関の系列のものでございます。メーカーが自分の製品をリースするために別の会社をつくっておりますのは、現状では非常に少ないわけでございます。ただし、私の感じでございますけれども、今後メーカーが自己の製品を売る方法といたしまして、メーカー直結のリース会社の出現というのはいふえるのではないかと思います。その場合に、最大の問題は金融問題だと思ひますが、今後の方向といたしましては、メーカー筋のリース会社の増加は考えられると思ひます。

○松尾委員 これは資金の有効活用ということがいわれておりますね。リースの場合、一回当たりの支払い金額は少なく済む、このようにありますけれども、このリースの価格というものは、機械価格の一・四倍ですね。それを月賦で払うわけでありまして、これは私の認識不足かどうかわかりませんが、これは私の認識不足かどうかかわかりませんが、信用保険の場合の価格とリース保険の場合の価格とは違ってくるだろう、リース保険のほうが高くなっているんじゃないか。そうなりますと、一回当たりの支払い金額というものはむしろリースのほうが高くなっているような感じを持つわけですが、いかがでございますか。

○山形(栄)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、リースの場合には代金の一・四倍でございますが、これは五年間のリースというものを前提にしての計算でございます。これを三年間で計算しますと一・二五倍に相なるわけでございます。割賦代金のほうは、割賦期間というのが現

実は二年以下でございますので、二年の割賦と五年のリースを比較しますと、確かに十数%の差が出るわけでございますけれども、これをもし仮定の話で同一条件で比較しますと、ほぼ同じ関係になりまして、この点でリースのほうが割賦より高いということはいえないのではないかと考えます。

○松尾委員 逆にいえば、あまり安いともいえないじゃないか、こう思うのですけれどもね。安くなくとも書いてあるから、念を押しておるわけですね。メンテナンス問題でいろいろお話も出ておりますけれども、これはやはり責任の帰属というものをはっきりさせておかないかぬと思うのです。ですから、メーカーにあるのか商社にあるのか、いろいろこのメーカーと商社のつながり等で、技術というものがどこにあるかという問題でありますけれども、現状はどうであり、どのような方向で、これをあなたの方ではしっかり押えていこうと思うか、その方向をきめていこうと思っておりますか、この問題についてはどうです。

○山形(栄)政府委員 御指摘のとおり、メーカーへのアフターサービスは非常に重要でございます。他産業と比較しまして非常に歴史が浅いわけでございます。サービス、コンサルティング業務等は非常に劣っておりますけれども、現実はどうなっておりますかと申しますと、アフターサービスにつきましては、残念ながらリース業者の力は非常に劣っております。したがって、みずから修繕等を行なう実力がほとんどないといつても過言ではないと思ひますので、現在はリース開始と同時に、そのリースいたしました機械のメーカーとユーザーの間で保守契約を結ぶのが通例でございます。メーカーとユーザーの間で保守契約を結んでおるわけでございます。

機械類のこういう関係のトラブルといふことが、保守関係の解決をリース業者みずから行なうほうがいいのか、それともそのものをつくりましたメーカーが行なうのがいいのか、これはなかなかむずかしい問題でございます。どちらのほう

うがユーザーにとつてより親切で有効であるかという問題は、これはむしろユーザーの選択であらうかと思ひます。残念ながらいまリース業者には力がございませんが、将来リース業者が非常に力ができました場合に、保守をどちらがやたらいいかというところは、われわれとしてはむしろユーザーの意見を第一に取り上げて、それに従つたほうがより有効ではないか、こう思っております。

○松尾委員 その機械にトラブルが起こることになりますれば、これは中小企業というのは非常に迷惑するわけでありまして、リース料金というものは変わらぬだろうし、下げてくれぬだろうし、そうすると操業はその間でできない。仕事はできない。これは非常に迷惑であります。ですから、今度はアフターサービスというものはリース業者は抜けちゃって、機械のメーカーとユーザーがやる。まるで機械の故障だとか、そういうものについてはリース業者は無責任で関係ない。そうすると、どこに中小企業は文句を持っていくかというところで、故障が起こる、そういう事例も多々あるんじゃないか。そうすると、そういうことを解決するものをやはりきちっとしておきまさんと、中小企業としてはこのトラブルを持っていく先がないわけですよ。これはどういふふうにか考えますか。そういうものをきちっと解決してあげなくちゃいけません。

○山形(栄)政府委員 先生の御指摘は全くそのとおりだと私は思ひます。歴史の浅いせいもありまして、リースの機械のそういう関係のトラブルというのはいまだに起こつてないのが実情でございますが、今後とも一番大事なことはそういう点の完全を期するということでございますので、われわれといたしましては、リース業者と契約を結ぶにあたりまして、その辺を十分に確保いたしまして指導に当たりたいと思ひます。

○松尾委員 現在のリース業者には悪質なものはいないと思ひます。大体相当力もあるし、信用もあると思ひますけれども、やはり何かと事故が起

こりがちだとか、その機械がやはりトラブルを起すとか、今後保険に乗せてきますといういろいろな問題が起ってくると思うのです。そういうことから、やはり的をしぼってリース業を指導していかなくちゃいけない。そういう点も十分にお考えになっておるかどうか。今度はそれは法律等ではおやりにならぬでしょうか、どのような方法をもって今後そういうものを取り締まっていこうか、こういうことであります。

○山形(榮)政府委員 リース業者の詳細な実態は必ずしも全部明確でございせんけれども、われわれのほうの今度リース保険の対象にいたします産業機械類を取り扱っておりますリースは数十社でございまして、その他商店改造とかいろいろなことがございまして、その数十社のうちで資本金が一億円以上の金融力を有するものは二十五社前後だと思ひます。これは先ほど来申し上げましたように、われわれといたしましては、契約をリース業者と結びますときにその金融能力、取り扱う品物の性格、経理内容等は詳細に一月半くらいかかりまして審査をいたしまして、いさしくもそういう資格のないリース業者は対象にしないという方針で臨むつもりでございまして、そういうふうな心得ております。

○松尾委員 先ほどもちよと出ておりましたけれども、中小企業に対してのリース保険の問題、これを周知徹底させていく必要がある。いろいろ周到に御計画のようでありませうけれども、中小企業に対してそういう制度があるというふうなことだけじゃなくて、いろいろその他の情報ですね、たとえばメンテナンスに関する件とか、いろいろ知りたいことがいっぱいあると思うのです。そういうことをよく教えまないと、制度ができて、こういう制度ができたのかということだけで終わって、せっかくの計画が浸透しせんから、そういう中小企業に対する情報の提供、どういふ部門についてまでやっていこうというふうなお考えはありますか。

それからもう一つ、将来リース業者のその機械

でいろいろ問題が起くる。そういう情報はやはりすぐ流れていくとか、現在この保険が始まる時点における情報提供というものと、この保険が始まりましたあとでいろいろ教えてあげなければいけない問題が多々私は起ってくると思うのです。そういうものと合わせてあなたのほうからの情報の提供についてどのように考えておりますか。

○山形(榮)政府委員 まず今回のリース保険は新種保険でございまして、パンフレット等はおもろくつくりまして周知徹底をはかるわけでございませうけれども、既存の割賦販売等にかかるといふ含め、私のほうの非常に力点を置いておりますのは、今度は貸与機械の機械も全部保険の対象にしたいと思ひますので、われわれのほうといたしましては通産局にまずおも立つた県の方に集まっていたらいいまして、ここで詳細に新種保険、既存の保険すべての説明会を開催いたしまして、それから通産局の職員にむしる巡回的に各地方の商工会等にも行っていただくことを考えております。基本的には、先ほど申し上げましたように、中小企業庁の活動と中小企業諸団体のPR効果も当然これは前提でございませうけれども、特に府県とのつながり、そこに対する職員の巡回指導等も考えたいと思っております。

○松尾委員 制度について教えるというのがまずスタートでは一番中心になるでございませうけれども、しかしその制度が始まってあとのいろいろの情報も漏れなく教えていくというのが基本的に大事だと思ひます。

それから、いままでの信用保険でありますけれども、あなたのほうで過去何年かいまで実施してきておいて、中小企業の設備の近代化というものに非常に役に立った、このように貢献したというふうな、貢献度というものを言えるくらい何かありますか、いままでの保険で。

○山形(榮)政府委員 現行法に基づきます保険制度は、割賦等を中心とする代金不払いのリスク補てんでございまして。基本的には、この制度によりまして中小企業の信用力が補完されて、中小

企業に新鋭機械の購入がはかられたことが一つの大きな効果だと思ひます。

これがある程度具体的に申し上げますと、本保険を付しました割賦販売によつて中小企業が購入いたしました合理化機械は、昭和四十七年度で約四百億円のばる見込みでございまして。また、本保険の利用状況の最もディビカルな指標でございまして、付保件数でございませうけれども、これは昭和四十六年度一万二千件に對しまして、四十七年度は二五増の一萬五千件にのぼつております。われわれのほうである程度この内容も見えておりますけれども、中小企業の中でも零細企業といわれているような企業の比率も非常にこの中にふえておまして、こういうような関係指標から見ましても、本制度が中小企業、零細企業の設備近代化に非常に役立っているのじゃないか、こう思つておるわけでございまして。

○松尾委員 それで、この中小企業に対する金融助成という問題と、このリース保険というものを直接結びつけるにはまいらぬと思ひます。まいらぬと思ひますけれども、特にいろいろ助成策がありませう。中小企業の近代化、それに対しての金融助成措置、そういうものがありませうけれども、そういう一連の通産省の中小企業対策、近代化とか、また産業構造の転換、これで、いままでの機械が全部だめになる。省力的な意味合いからも、騒音を出さないという意味からも、公害をとめていくという意味からも、あらゆる機械が今度は出てくるんじゃないかと思ひます。これは当然出てこないといけません。そういう観点からいって、いままでの機械というのは使えないような時代にやがてなりますね。燃料の面でも節約しなくちゃできません。そうしますと、中小企業の段階におきましては、このリースでいこうというのがあるん出てくるんじゃないか、こう私は思ふのです。これはあなたたちがいまおっしゃいましたけれども、そういうもの以上にこれを利用しなくちゃいけないという段階が来るであらう。そういうときに、いまの中小企業の金融政策、助成策等で、今

度はばつと変わっていく、産業構造の転換、中小企業の機械が変わっていくという段階で救うことができないんじゃないか。もう少し基本的なそういうものを考えられまして、手広くやつておいて、そしてそれをリースと結んでいくというふうな両方が機動的に動きませんとうまいいかぬのじゃないか。こればかりに没頭して、リース保険でほかのことは何も見えないというふうなことで、これはやはり視野が狭いのじゃないか、こう思ひます。

そういう意味において、いま私が申し上げたことをひとつ点検されて、大きくこれを——やがていまの機械がだめになっていく段階がくる。そういうときに全部機械が総変わり、これがリースでくるというふうな方向というものは固めていく必要がある、ほかの政策も考えなければいけない、こういうふうになりますね。その点はどうか。

○塩川政府委員 仰せのとおり、これからの中小企業対策というものはそういう総合性を持たなければいかぬと思ひます。いままでもそういう総合性に努力してまいりましたが、今回この保険法の中にリースが入ることによって、おっしゃるような方向を検討してみたいと思ひます。特に仰せの中にございました公害施設なんというものは、まさにそういうリース的なものとして一番最適なものであらうと思つたりいたしますので、今後十分検討してまいりたいと思ひます。

○松尾委員 公害もありませうけれども、燃料節約をするとか、それから労働力を省くとか、省力機械等あると思ひますね。幅広いことについては次官がびしとお答えになりましたから、もう少し具体的な面に入つて局長からお答え願ひたいと思ひます。

○山形(榮)政府委員 私も詳細はなかなかむずかしいのでございませうけれども、中小企業対策、各般の施策があるわけでございませうけれども、本制度と非常に関係がありますのは、中小企業信用保証関係でございまして。これは中小業者が、たと

機械のことに即していいと、機械を主として現金買入する場合には、その金庫力を保証するということでございます。リースのほうは、中小企業がリースを行なうにあつた信用力を補完するということでございます。

これは先ほど来出ておりましたように、中小企業者といつても、その機械に応じてこれを割賦で買入るか、ローンでやるか、それと自分で現金買入をするか、リースでやるか、いろいろなことが選択を迫られるという感じがいたしておるわけでございますけれども、今後の時代の進展で、リースがその中で特に伸びるという感じが私にはいたしておりますけれども、依然として中小企業におきましてはあらゆる手段が完備されまして、一番有利なる形で一番適切な機械設備の購入がはかられるべきである。そういう意味で、いま政務次官からもお答えがございましたように、既存の中小企業対策と本制度とは有機的に関連をつけまして、相互に補完的にこれを強化し合つていくというところで、通産省全体としても運営いたしたいと考えておる次第でございます。

○松尾委員 私の言いたいのは、結局お金がないと非常にほしいんですけども買えない、こういうのが現実にはたくさんあると思うのです。ほかにいろいろ近代化とかそういう金融補完措置がありますね。おまけに、それが非常に転換の時期に差し加つておられますから、差し迫つてほしいのだけれども金がない、おまけに公害等の関係機器になりますと金額も高くなつてまいと思ひます。ですから、ある程度はリースで信用補完もするけれども、リースに入つてきたものは一つの産業構造の転換なり大きな意味合いがありますから、近代化等をも少し広めて、そしてリースとつないでその資金をがっちり固めて——ほしいけれどもできない、転換したいけれどもできない、そのために公害がいつまでも除去できないというようにこれは防いでいかなければいけないじゃないか、こう言っているわけですよ。ですから、直接には結ばれませんが、やはり政

務次官のおつしやつた総合的な検討、その中には私が言つたようなことをきつちと入れていく、そしてやがて中小企業のいろいろな体質の転換、構造の転換、そういうものをあわせて助成していくという、むしろこの法の精神から大きく離れますけれども、今後法の精神を生かしていくような方向をがっちりともつてもらいたい、こう言っているわけですが、どうですか。

○山形(栄)政府委員 御意見全くそのとおりだと私も同感でございます。中小企業のいろいろな機械の近代化対策について、私、専門家でございませぬけれども、大綱を申し述べますと、中小企業振興事業団の融資、それから中小企業金融三機関による融資、それから先ほどちよつと触れました信用保証、この辺が全部金融措置でございます。運用といたしましては、中小企業の、近代化、省力化、無公害化というようなところに重点を置いて融資が行なわれておるわけでございませぬ。それから設備の近代化そのものにつきましては、補助金が相当高く出ております。また、設備の貸与制度というものも行なわれておるわけで、補助金とか貸与制度を通じて直接的に設備の近代化がはかられておるわけでございませぬ。

それから、この近代化に関連いたしまして、中小企業の機械近代化特別償却の制度がございまして、これは税制上の優遇措置もとられておるわけであります。以上、金融とか財政融資とか税制とか、そういうことで近代化をはかつてまいらうわけでございませぬけれども、このリースもその一環といひますか、うらはらといひますか、政務次官の言ひましたように有機的にこれを運営して、時代の変遷に中小企業が応じ得られる有力な一つの手段としてこれを総合的に活用してまいりたい、こう考える次第でございます。

○松尾委員 ただいまのお答えを私もすっかり覚えておりますから、次官もいいますか。これはほんとに中小企業がいきまじ詰まつておる問題なんです。公害がいつまでも地域社会から除去できないという問題なんです。これは何としても資金

がないということですね。そして公害機器、省力機械等が非常に高いということですね。それと採算等で中小企業がまた困るということ、金がないということ、基本はそこでありませぬから、ひとつ大きな立場から推進していただきたい、これは重ねて強く要請しておくものであります。

それから、現在わが国のリース業界でありますけれども、その多くがあらゆる商品を取り扱つておる総合リース業と申しますか、そのような傾向であらうと思つておりますけれども、米国の場合は、ある程度これは商品別に専門化されておるのではないかと、このように聞いております。ですから、日本におけるそのようなリース業界というもの、現状はどうであるかということ、今後はやはりどのようなふうになつていくであろうか、専門化されていくのか、総合化というものが日本で今後とも維持されていくのか、どの方向が望ましいのか、こういう問題がありますけれども、お考えはどうですか。

○塩川政府委員 先ほど松尾先生からアメリカの例を出されたのでございませぬが、扱う品物によつて総合的に伸びていくリース業と、それから単品を扱つていくリース業とあると思ひます。たとえば機械等は、将来はわかりませんが、おそらく専門化していくのではないかと思つたりするのであります。それが、それともう一方において、生活関係のものは総合的なリース業ということになつていくと思ひます。

お尋ねにございました、たとえばインテリヤの問題等もございませぬが、これは本件とは関係ございませぬ。現在御審議いただいておりますのは機械の保険でございますので関係ございませぬが、アメリカでは、すでにそういうようなものが相当広くリースとして扱われております。そうした場合には、そういう関係のリース業は総合的な、もつと幅広い、多様化したものを扱うリース業者になつていくと思ひます。一方において、こういう機械のようなものは、その品物を専門化して、そしてまたリースの中におきましてもいろいろな

種類のリースをつくつていくであらう、こう思ひますので、そういう観点からわれわれもながめていきたいと思ひます。

○松尾委員 現在わが国のリースが發展していますね。海外進出の問題でありますけれども、わが国のリース業界というものが現在海外に進出してゐる事例があるかどうか、まずそのところから聞いてみたいと思ひます。これはいろいろ海外進出の問題がたつとあると思ひますけれども、そういう事例をまずお尋ねいたします。

○山形(栄)政府委員 リース業の海外進出でございますけれども、わが国のリース会社で海外の企業に出資いたしておりますのは六社、十二件でございます。大部分が香港、シンガポール、フィリピン等の東南アジアでございますけれども、一つだけアメリカにコンテナのリースというところで、その関係で出資をいたしておるものがございます。それで一〇〇%のものも相当あるわけでございませぬけれども、現時点におきましては、いずれも小規模の活動だと思はざるを得ないと思ひます。

○松尾委員 現在の事例をいま言われたわけでありませぬけれども、何か非常にそこに国内と違ひまして、ことに海外でありますので、メンテナンスの問題とか、いろいろあると思ひますね。そういう点はどうの現状でありますか。

○山形(栄)政府委員 いま申し上げましたようなリースを海外でみずから、また合併で行なつておりますけれども、メンテナンスのものは皆無でございます。この辺非常に問題だと私は思つてございませぬけれども、今後機械の性格、相手側の事情等に即応した現地サービス体制の確立というものが絶対必要だと思ひますが、現時点におきましてはメンテナンスの体制は不備でございませぬ。今後われわれがいたしましては、リース事業協会というものがございませぬけれども、この辺の活動の強化等を通じて、海外進出の場合のメンテナンスの強化、これに取り組んでまいりたいと思ひ次第でございます。

○松尾委員 いま事業協会の話が出ましたけれども、これはいまお尋ねしようと思っておいた。これは通産省の肝いりでできたわけでありすけれども、いま海外のメンテナンスについては行き詰まっておる。何もできない。ですから、この事業協会を通じてしっかり体制を固めたい、こうおっしゃいますけれども、そういうものでいいのかどうか。やはりリースが海外で伸びていくには、日本で行っているようなところでそういう海外のメンテナンスをやっていくことには限界があるのではないかと考えられます。

そうすると、日本の海外メンテナンス対策、これをやはり一つの機関といえますか、いまおっしゃった事業協会でもけっこうでありますけれども、技術の部門とか、そういうものをがっちりとしておきませんと、ただお答えだけであります、事業協会にやらせるとかなんとかで、内容的には固まっていなと思います、これははっきりしておきませんと、これはやはり日本の産業構造の一つの大きな変化です。海外に出ていく、それは物が出ますけれども、付加価値がうんと多い、こういうようなところでございますから、がっちり海外のメンテナンスの問題は解決されるような方向をもう少しお考えになったらどうですか。もう少し具体的にお答え願いたいと思います。

○山形(栄)政府委員 海外に進出しておられます、先ほどもちょっと申し上げましたように、現時点ではわりあい小規模でございます。取り扱っておる品物も、産業機械、船舶、コンテナ、小さな航空機のリースをちょっとやっておるところもございす。それから空気調節機器のリース、それからレジャー関係が一部出ておられます、ボウリング等のリースも行なっておりますので、ございす。

いづれにしましても、現時点ではわりあい小規模にあられておりますので、いま先生御指摘のような大問題は出ておらないわけでございますけれども、国内でももちろん問題でございますが、特

に海外でメンテナンス上で非常に不信を買うようなことは非常に大きな問題だと思ひます。

その一つといたしまして、先ほど事業協会の活動を申し上げたわけでございますが、それ以外に、通産省といたしまして、わが国企業の海外進出を促進して、その事業活動を円滑に行ないますように、海外投資保険制度でこれを促進し、所要資金を保障するという制度がすでにございす。それから海外投資情報の提供ということで、ジェトロの活用等も考えております。今後とも保険制度の活用なり外貨の有効利用——これは私ちょっと言い過ぎかもしれませんが、外貨の有効利用等のことも含めまして、海外におけるこれらメンテナンス事業の確保を、事業協会を中心に行なうとして具体的に進めてまいりたいと考えております。

○松尾委員 海外へリースが出ていくということは、これは新しい輸出産業なんです。力を入れていかなくてははいけませんし、中小企業が国内で非常に喜ぶように、これは海外のユーザーとしてもやはり非常に喜ぶのじゃないか。これを広げていこうという気があれば相当伸びるのではないか。これは商社の自主的な活動が原則ではありますけれども、大いにそれを助成していくようなお考えがないといかぬと思うのです。こういう輸出産業というものは新しい型の輸出産業でありますから、うんと力を入れる。おまけに相手の国が、これはユーザーが全面的に喜ぶものであろうというところでありますから、これもひとつあわせて保険制度をリースまでも広げたこの段階におきましても、大きく将来性ということを常にお考えになりまして、そうしてしっかりとやらせてもらいたい。

繰り返して最後に要望いたしますけれども、中小企業に対するメンテナンスの問題、これは何としましてもがっちり解決されまして、メーカーとユーザーという訴え先のない中小企業というものを、どのようにしたら具体的に守れるかということはやはり確立されていきましないと、本制度の将来の

発展というものが大きく阻害されていくんじゃないか、こういう心配であります、最後にそういうことについて総括的にお答え願いたい。

○塩川政府委員 松尾先生御心配になっておりますメンテナンスの問題でございますが、これは、当然考えなければならぬ問題でございます、今後とも十分に、そういうことでトラブルの起こらないように、機械はリースで渡したがあと補修等におけるメンテナンスが全然ない、それによつてトラブルが起つて中小企業が困るということのないようにいたさなければ、画電点睛を欠くということにならうと思ひます。

それと、なおかつこのリース業をもつと海外にも伸ばしていけるというお説でございますが、これはまさにいい提案でございます、何ぶんこのリースがわが国で普及してまいりました歴史が新しい。それだけにリースというもののに対するなじみが一般に薄かったということ、これに対する企業の取り組み方におきましても、十分な計画もなければ準備もしておらないと思うのでございすが、これはまさにこのリース業は世界に日本として伸ばしていくべき産業だと私は思ひます。

幸いにいたしまして、外貨も十分蓄積されてきておる状態でございますし、そういうようなものの活用の方法といたしまして、これは適切なものであると思ひますので、通商産業省として、もっと積極的に考えていきたい、このように思ひます。

○松尾委員 最後でありますけれども、そういうときに国内におけるリース保険ですね、これは今創設されるわけでありすけれども、海外のそのようなリース、これに対しての保険制度ですか、そういうものについては、いきなりこの現行法、機械類信用保険法、こういうようなものがそのままで、こういうわけにまいらぬのじゃないか、こういう気もしますね。そうすると、そういう海外進出のリース、これは望ましいものである。それをもう一つ保険で何かつなぐという考え方はどのようにやったらいいか、その点いかがで

しょうか。

○山形(栄)政府委員 リースの海外進出は、今後のわが国の産業といえますか、その行き方としまして非常に望ましい形だと思ひます。しかしその場合、おそろくリースされます機械のユーザーは、外国の企業ということに相なるかと思ひます。これをわれわれが本制度のような形で保証するというのは、これは絶対私は無理だと思ひます。海外にリース業者等が出ますときに、その資金能力を強化補完してやる必要が当然あるかと思ひます。これは先ほどちょっと触れましたように、海外投資保険という制度がございすので、この海外投資保険の対象にこれは当然なるわけでございます。これはちょっと詳細はわかりませんが、相当の余裕の金もございすので、この

保険制度を通じて、これらリース業者の海外活動を保障する、向こうでの政治的な不測の問題が起つた場合等々にその損害をこの保険を通じて別途補償するという形で、こういうリース業者の海外進出につきましては、これを強化、補完していきたいと思ひます。くどいようでございますけれども、海外における外国企業に対するリースというものをわれわれが今回の保険制度でカバーするというのは無理じゃないかと考えておる次第でございます。

○松尾委員 終わります。

○浦野委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 局長に二、三点お尋ねをいたしておきます。

この機械類信用保険法の一部改正でもってリースを保障の対象にする。私は、単純に、リースといたつたようなことがアメリカから導入をされて、そして相当これが成長発展の方向にある、だからいろいろと事故も起つてくる、だから保険の対象にするのだということだけでなくて、現在の産業構造というものが重化学工業から知識集約型の方へ進んでいくということと無縁であつてはならないと思ひます。そうした観点から中小企業の

近代化ということにウェイトが相当置かれていたように思うのですが、単に文字の上で中小企業の近代化ということに強調するにとどまることなく、具体的に中小企業近代化のためにこれをどう生かしていくとするのか。機械産業の振興というものはむしろ従的に取り扱われておるような感じがいたしますから、その点についてのあなたの考え方を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○山形(衆)府委員 今回リース保険を追加するにあたりまして機械保険法自体の改正も行ないまして、従来とかく条文上対等に取り扱われておりました中小企業の近代化と機械工業の振興との関係、今回の改正法では、中小企業の近代化に重点を移すようにこれを修正いたして、従来の行政の姿を反映したわけでございます。本文に即して言いますれば、機械、機種の選定におきまして中小企業の近代化を重視するようにいたしたことでございます。

なお、中小企業の近代化といひますのは非常に大きな問題でございます。本法だけではこれをカバーしきれないと思ひますので、先ほど御説明申し上げたのですが、中小企業の融資金融、財投、税制等各般の中小企業近代化政策の一環にこれを組み入れまして、総合的に中小企業の近代化をはかつてまいりたいと考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 いまあなたが言われたことは当然であつて、中小企業の近代化を特に促進するという積極面というものが出てこなければいけないのだ。単にいままでは機械工業の振興というもののウェイトが置かれておつたわけだ。中小企業の近代化というものはむしろ従的という形であつただけけれども、今度は中小企業の近代化ということに相当ウェイトが置かれてゐる。ならば、この法律目的として中小企業の近代化というものが積極面としてどう出てくるのかということが私は重点であると思うので、その点をひとつもう少しあなたの方の意図しているところを明らかにしておい

てもらいたいというのです。

○山形(衆)府委員 法文の改正の形式は先ほど申し上げたこととでございますが、われわれのほうで中小企業の近代化を重視する具体的なあらわれといたしましては、従来対象にしておりませんでした各府県の貸与機関の取り扱い業種、機種、これは全部本保険制度の対象にいたしたい。これは中小企業の近代化に非常に資する。しかしながら、どちらかといひますと、わりあいにかまかい機械が多いわけでございますけれども、この辺は今回の行政の行き方といたしまして、保険対象機種に追加いたしまして中小企業の近代化をはかつてまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 同僚諸君からお尋ねをしてお答えがあつたわけですが、社団法人リース事業協会に加盟しているリース業者というものは二十三社にすぎない。してみると、これの二倍ないし三倍程度のリース業者というものが存在している。ところが、私はあえていひがわしいといふことは言わないのだけれども、相当弱体な業者がいるといふふうに思われるわけですね。そこで、これを把握してこの保険の対象にしなければならぬと思ふのです。

それから、保険の対象につきましても、この弱体なリース業者というものは倒産をするといったことも起こつてこないとはいへない。倒産をいたしました際に、その所有権というものはリース業者にあるわけだから、それがユーズの使用といふものに非常な混乱を起させるというふうな、いわゆるメーカーが機械を引き揚げるという事態が起りかねない。そのような場合には、中小企業というものは、いわゆるユーズはたいへん混乱する状態の中に追い込まれるわけだけれども、これを救済する措置としてどのようなことをお考えになつておられるのかということですね。

○山形(衆)府委員 御指摘のとおりリース会社は数十社あるわけでございますけれども、特に本法の対象機種に係るものにつきましては、われわれといたしましては、契約を国と結びますと

きに資産内容、財務諸表、信用関係を厳重に審査いたすわけでございます。いまリース事業協会に加盟しておりますのは二十三社でございますが、まあこれは大部分非常に信用力のあるリース会社だと思ひます。おそらくあと数社出てまいりましたら総計で契約の相手方は三十社程度に相なるうかと思ひますが、われわれといたしましては、そういうリース会社の倒産とか、そういうことのないように厳重なる審査を経まして、金融力の系列なりその資金調達方法の安全性等も十分審査いたしまして、先生のおっしゃいますような、いやしくも、倒産の起こらないように相手方を選定して契約をいたしたいと考えております。

○中村(重)委員 まあ倒産をしないように、十分これを審査をしていきたい、こういうのだけれども、さて経理的基礎といふものは基準が示されてゐるものじゃない。また、審査の調査能力であるとか物的の流通資力とかあるいは資金の調達力とかいったようなことについて、あなた方は具体的な基礎といふものをどこに置いているのかということですね。そのことに對する確信がなければ、リース業者が倒産するといったような場合において——倒産をするような業者に対しては保険の対象にしないといつても、現実には實際問題にぶつかつてみるとそれはいかなうであらう。だから、この点は、具体的にどういふふうにしてこの基準をきめていこうとお考えになつておられるのかということですね。

○山形(衆)府委員 具体的な基準はなかなか申し上げにくいのでございますけれども、われわれといたしましては、これはいま先生御指摘のとおり、そういう問題が起りましてはリースを受けたり、そういう問題が起りましては、これらのリース会社と契約を結ぶにあたりましては、専門の金融調査機関にそのリース会社の徹底的な調査をお願いする予定を現在立てております。また、事業としては、これが非常に大きな、いい悪いは別に

たしまして、金融機関または大商社がむしろこれをつくつて、その系列でつくられてゐるリース会社でございますので、そういう実質上の信用力及びその調査機関を通じての確認、その両方を含めまして、万が一にもそういうことがないような配慮はいたしたいと考えております。

○中村(重)委員 リース業者は、みずからの危険負担といふものを免れるために、この保険に對して積極的にこれを保険の対象とするように望まれるといふことはよくわかる。しかし、国といたしましては、事中小企業に及ぼす影響といふことを考えると、この保険の対象になるならぬにかかわり組みをされることは言ひまでもない。なかんずく、これを保険の対象にしたといふことにおいて、なおさら国の責任といふものは重加されてくるわけですから、その点については慎重な態度をもつて、信用力といふものを十分確保していく、そしてこの保険事業といふものの伸展をはかつていくという態度でなければならぬと私は思ふのです。

まだいろいろお尋ねしたいこともありましたけれども、同僚諸君から質疑がなされてゐるところでもあります。玉置議員のほうからも質問希望があるようでございますから、あと一問で終わりますが、回収事務といふものは、保険会計の健全化といふ点から私は重要であると考へます。そうなつてまいりますと、このリース会社に対して保険の回収といふものを強く要求されてくるであろう。そうなつてまいりますと、費用といふものは当然かかつてくるわけですから、かかつた費用をどう弁済をするのか、補償していくのかといふ点は、小さい問題のようであつて、きわめてこれは大きいわけですね。中小企業等の信用保険の場合におきましてもいえることですが、保証協会がこの弁済金の回収のために努力をする。ところが、実は公庫のほうはそれに対して費用弁証といふものがない。そのことで回収といふものがうまうまいかないということが現実の問題であるわけですね。

したが、いまして、この回収費用というふうなものをどうするのかといったような問題も、保険会計健全化の立場から十分ひとつ対処してもらわなければならないと思います。一応あなたのお考え方を伺って質問を終わります。

最後に、大臣から、冒頭の問題に対する質疑が行なわれまして、一応の考え方を示したくなったわけでありけれども、予算委員会等々の関係から同僚諸君の質疑をお聞きになりませんでした。この制度の健全化、まして目的の中に、中小企業の振興といったようなことにこの法改正のウエイトが置かれていくわけでありまして、今後のこの法律の運用にあたっての大臣の考え方をひとつお示しおきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 本制度の運用にあたりましては、中小企業の振興育成のために本制度が最大限に活用されますように、いろいろ配慮していきたいと思ひます。なおまた、本会計の健全化等につきましても、いろいろ注意してまいりたいと思ひます。この委員会ではいろいろ御質疑いただきまして、諸点については、当局にも指示いたしまして、よく注意してまいりつものでございます。

○山形(榮)政府委員 回収費用のことにつきましてお答え申し上げます。

回収自身をだれにやらしたらいいかということでございますけれども、これはやはりそういうことに熟知しましたリース会社そのものにやらせるのが一番妥当であろうと考えております。その場合にかかります費用は当然にこれを認めることにいたしました。実は回収されました金額の二分の一を国庫に納付することに相なっておりますけれども、その場合、基礎控除にこの費用はもちろんわれわれのほうで審査いたしますけれども、当然に引き算をいたしまして、その残りの二分の一を国庫に返してもらおうということで、回収の円滑化といひますか、それをはかつてまいりたいと思ひます。

○浦野委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 ほとんど同僚議員から質問がござい

まして、意を尽くしていると思ひますので、一、二点質問をいたしまして私の責めを終わっておきたいと思ひます。

まず第一点であります。本法にいう中小企業の範囲でございますが、今国会に予定されております中小企業基本法の改正によりまして中小企業の範囲が拡大することになります。本保険の運営上、中小企業が相対的に不利になることはなにか、この点について当局から御答弁をいただきたいと思ひます。

○山形(榮)政府委員 本法にいう中小企業の範囲は、中小企業基本法第二条の規定の中小企業者の概念でございます。したがって、基本法がもし改正されれば、本法におきまして中小企業の範囲、これは改定されるのは当然だと思ひます。

この場合、零細企業が相対的に不利になるのではないかとございまして、本保険制度の対象機械類の選定等の本法の運用に際しまして、小規模企業の近代化という点につきましては、従来にも増しました配慮をいたしたい。先ほど来何回も申し上げますように、各府県の貸与機関の機械類も今回全部入れることにいたしました。これは相当零細企業対策という点にも配慮いたしておることのあらわれだと御理解願いたいと思ひます。

○玉置委員 第二点は、今回の改正でリース保険を設けられるわけでありまして、同じようなレンタル制度に対してはなぜその対象にせられないのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○山形(榮)政府委員 リースは御存じのとおり三年以上、大体平均五年ぐらい長期にわたって機械を使用させる形態のものでございまして、レンタルといひますのは、一番端的な例はレンタルカーといひまして、ほんとうに半日とか一日自動車を借りて乗り回してそのまま返すというふうなことをとるものでございまして、したがって、レンタルカーの場合で申し上げますと、レンタルカーを行ないます業者は、同じ物件を何回も何回も使用目的を違へまして代金を回収することができるとございまして、その点で、長期にわたって途中における中小企業の倒産等の不確定なるリスクがレンタルにはございせん。おのずから保険をする必要性において違ふのではないと思ひます。それから、レンタルで非常に有名でございますのは電算機でございます。これは非常に大型の電算機等、特にIBMがレンタル方式をとっておりますので、電算機部門では非常にレンタル形式がとられておりますが、このレンタルといひますのは、いつでもこれを返すことができるという契約でございまして、このリースとはおのずから相異なっておりますので、一般的にレンタルには二種類ございまして、一回は性格が違ふという点でリースの中にレンタルを入れないで本制度の改正をお願いした次第でございまして、

○玉置委員 運営に協力して、これで質問をやめます。

○浦野委員長 ちよつと速記をとめて。

○浦野委員長 速記を始めて。

以上で、本案に対する質疑は終了いたしました。以上で、

○浦野委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

機械類信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○浦野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○浦野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○浦野委員長 次に、本法草案に対し、稲村正雄、四郎君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党五党共同

提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○板川委員 ただいま提出いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

機械類信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、機械類信用保険制度の重点を中小企業の設備近代化におき、特に小規模企業が広く利用し得るような運用方針を今後とも貫くことを基本とし、特に左の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 保険対象機械の拡大を図るとともに、保険業務体制の充実を努めること。

二 リース業者の実態把握等に努めるとともに、その事業の健全な発展を期し、就中アフターサービス体制の整備を図るための指導を進めること。

三 割賦販売、ローン保証販売及びリースのそれぞれの特長、利点等について、中小企業者が周知できるよう、積極的な広報活動を行なうこと。

四 輸入機械の中で中小企業の設備近代化に特に必要なものについては、これを保険制度の対象に加えるよう考慮すること。

以上でございまして、決議の内容につきましては、委員会における質疑等を通じて、委員各位の十分御承知のことと存じますので、この際、趣旨説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。中曽根通商産業大臣。

○中曽根國務大臣 政府といたしましては、今後本保険制度を運用するにあたりまして、御決議の内容を十分尊重いたしまして、御趣旨に沿うよう努力いたす所存でございます。ありがとうございます。

○浦野委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浦野委員長 次回は、明後九日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十六分散会

